

福岡県公報

令和 4 年 9 月 30 日
第 336 号

目 次

告 示 (第862号 - 第881号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○行政不服審査法第51条第2項ただし書及び第3項の規定に基づく公 示による送達	(保護・援護課)	2
○行政不服審査法第51条第2項ただし書及び第3項の規定に基づく公 示による送達	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	4
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	5
○救急病院の認定	(医療指導課)	5
○救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	6
○救急病院の認定	(医療指導課)	7
○救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	7
○救急病院の認定	(医療指導課)	7
○救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	7
○救急病院の認定	(医療指導課)	7

○情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等	(情報政策課)	7
公 告		
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	8
○建築協定の認可	(建築指導課)	8
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	8
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	8
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	10
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	13
○一般競争入札の実施	(情報政策課)	14
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	17
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	19
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	22
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	22
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	23
○農地中間管理機構関連の土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	23
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	23
○福岡県人事行政の運営等の状況の公表	(人 事 課)	24
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	56
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	57
○福岡県国際文化情報センターの利用料金の承認	(文化振興課)	57
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	69
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	69
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	70
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	71

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………71

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (行財政支援課) ……………71

○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (行財政支援課) ……………71

○県議会議員の解職を請求する場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (行財政支援課) ……………72

公安委員会

○電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等の一部を改正する告示 (警察本部情報管理課) ……………73

告 示

福岡県告示第862号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	宗像市吉留3186番1先から 宗像市武丸1001番2先まで	4.3 ～ 17.0	824.0

北九州	県 道	岡 垣 線 宗 像	前	宗像市吉留3186番1先から 宗像市吉留1716番2先まで	11.1 ～ 28.3	777.6
			後	宗像市吉留3186番1先から 宗像市武丸1001番2先まで	4.3 ～ 17.0	824.0
			後	宗像市吉留3186番1先から 宗像市吉留1716番2先まで	11.1 ～ 28.3	777.6

福岡県告示第863号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により次の者に送達すべき裁決書の謄本は、福岡県福祉労働部保護・援護課において保管しており、いつでも交付するので、その受領について申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、同条第3項の規定に基づき令和4年10月14日をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
現住所不明
審査請求人 仲上 秀明
- 2 審査請求年月日
平成30年7月20日
- 3 送達すべき裁決書の謄本
令和4年6月7日付4保援第1099号

福岡県告示第864号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により次の者に送達すべき裁決書の謄本は、福岡県福祉労働部保護・援護課において保管しており、いつでも交付するので、その受領について申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、同条第3項の規定に基づき令和4年10

月14日をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

現住所不明

審査請求人 増永 裕美

2 審査請求年月日

平成30年12月10日

3 送達すべき裁決書の謄本

令和4年3月30日付3保援第5367号

福岡県告示第865号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
筑生歯63	むらかみ歯科・小児歯科	筑後市大字上北島72	R4・8・1
朝倉生歯41	うすき歯科クリニック	朝倉市堤724-1	R4・8・1
粕生薬192	新生堂薬局篠栗店	糟屋郡篠栗町中央四丁目1-24	R4・9・1
春生薬80	むつのき薬局	春日市春日原東町三丁目22	R4・9・1
春生訪15	ふたば訪問看護ステーション	春日市春日原東町二丁目44-3 アネックス春日原102号	R4・9・1

飯生訪37	あい訪問看護ステーション飯塚	飯塚市潤野242-1	R4・8・1
飯生訪36	MCC訪問看護ステーション	飯塚市菰田東二丁目5-20	R4・9・1
宗遠生訪14	訪問看護ステーション心暖	遠賀郡水巻町猪熊八丁目8-7	R4・8・1
宗遠生訪15	訪問看護ステーション桜の花	遠賀郡水巻町猪熊七丁目2-4 水巻クリーンハイツA-201	R4・9・1
中生訪7	訪問看護リハビリステーションここは	中間市中尾一丁目12-17	R4・8・3

福岡県告示第866号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
田地生156	国民健康保険福智町立コスモス診療所	田川郡福智町赤池970-1	R4・3・31
筑生歯60	むらかみ歯科・小児歯科	筑後市大字上北島72	R4・7・31
朝倉生歯19	島添歯科医院	朝倉市杷木池田797-1	R4・1・1
朝倉生歯36	うすき歯科クリニック	朝倉市堤724-1	R4・7・31
直生歯23	行實歯科医院	直方市大字下境4123-7	R4・7・1
行生薬54	そうごう薬局 行橋新田原店	行橋市大字道場寺1464-13	R4・7・31

福岡県告示第867号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大生薬107	大黒町薬局	大牟田市大黒町一丁目36-2	大牟田市明治町三丁目9-8	R4・7・8
粕生訪8	からだ訪問看護リハビリステーション	糟屋郡志免町別府北一丁目8-20 1F	糟屋郡志免町別府北一丁目8-20 A号	R4・8・1

福岡県告示第868号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
春生歯55	とくだ歯科医院	春日市須玖北二丁目95-1	R4・9・3

福岡県告示第869号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
田生はき17	廣田 雅幸（からだすこやか治療院 田川店）	田川市宮尾町4-5	R4・8・29

福岡県告示第870号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
粕生柔194	宮平 直太（志免中央整骨院）	糟屋郡志免町南里二丁目1-1	R4・8・1
飯生はき36	越智 茜（やしま訪問鍼灸院）	飯塚市西徳前10-1	R4・8・14

福岡県告示第871号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和 4 年 9 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

豊前市大字求菩提536の1、536の2、537、538

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第872号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 4 年 9 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目

大介425	くさかべまき内科クリニック	大牟田市大字宮崎2776-1	R 4 ・ 8 ・ 1	居菅・予居菅
筑居67	くらかず薬局	筑後市大字蔵数1042-1	R 4 ・ 4 ・ 1	居菅・予居菅
直介薬77	さくら薬局直方店	直方市湯野原二丁目2番10号	R 4 ・ 6 ・ 1	居菅・予居菅
宗遠支29	デイサービスセンタークレア	遠賀郡岡垣町中央台三丁目22番1号	R 3 ・ 12 ・ 1	通介・一号通
宗遠居137	ヘルパーステーションクレア	遠賀郡岡垣町中央台三丁目22番1号	R 3 ・ 12 ・ 1	訪介・一号訪

福岡県告示第873号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 4 年 9 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
女居1	特別養護老人ホーム若久園	若久シニアビレッジ	八女郡広川町大字新代1389-8	R 4 ・ 4 ・ 1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
女居1	若久シニアビレッジ	八女郡広川町大字新代1389	八女郡広川町大字新代1389-8	R 4 ・ 4 ・ 1

福岡県告示第874号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病

院を次のように認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 9 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所 在 地	有 効 期 間
医療法人八女癡心会姫野病院	八女郡広川町大字新代2316	令和 3 年 12 月 1 日から 令和 6 年 11 月 30 日まで
医療法人繁桜会馬場病院	八女郡広川町大字新代1389-409	
医療法人一寿会西尾病院	直方市津田町 9-38	令和 4 年 3 月 1 日から 令和 7 年 2 月 28 日まで
福岡県済生会飯塚嘉穂病院	飯塚市太郎丸265	
社会医療法人親仁会米の山病院	大牟田市大字歴木 4-10	
医療法人柳育会柳病院	八女市吉田 2-1	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
地方独立行政法人大牟田市立病院	大牟田市宝坂町 2-19-1	
医療法人ケンサン会片井整形外科・内科病院	糟屋郡粕屋町大字大隈132-1	
医療法人鷹ノ羽会村上外科病院	田川市魚町12-5	
公益財団法人小倉医療協会三萩野病院	北九州市小倉北区三萩野 1-12-18	
国家公務員共済組合連合会新小倉病院	北九州市小倉北区金田 1-3-1	
地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立八幡病院	北九州市八幡東区尾倉 2-6-2	
産業医科大学病院	北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1	
医療法人貝塚病院	福岡市東区箱崎 7-7-27	
地方独立行政法人福岡市立病院機構福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町13-1	
福岡大学病院	福岡市城南区七隈 7-45-1	
社会医療法人北九州病院北九州総合病院	北九州市小倉北区東城野町 1-1	
医療法人医和基会戸畑総合病院	北九州市戸畑区福柳木 1-3-33	
医療法人社団三誠会ひまわり病院	糟屋郡粕屋町長者原東 1-10-3	

医療法人庄正会蜂須賀病院	宗像市野坂2650	令和 4 年 8 月 1 日から 令和 7 年 7 月 31 日まで
社会医療法人財団池友会福岡新水巻病院	遠賀郡水巻町立屋敷 1-2-1	
医療法人八木厚生会八木病院	福岡市東区馬出 2-21-25	
九州大学病院	福岡市東区馬出 3-1-1	
社会医療法人社団至誠会木村病院	福岡市博多区千代 2-13-19	
医療法人友愛会友田病院	福岡市博多区諸岡 4-28-24	
公益社団法人福岡医療団千鳥橋病院	福岡市博多区千代 5-18-1	
医療法人溝口外科整形外科病院	福岡市中央区天神 4-6-25	
福岡県済生会福岡総合病院	福岡市中央区天神 1-3-46	
社会医療法人喜悦会那珂川病院	福岡市南区向新町 2-17-17	
福岡赤十字病院	福岡市南区大楠 3-1-1	
医療法人社団朝菊会昭和病院	福岡市西区大字徳永字大町911-1	
医療法人西福岡病院	福岡市西区生の松原 3-18-8	
医療法人弘医会福岡鳥飼病院	福岡市城南区鳥飼 6-8-5	
社会医療法人大成会福岡記念病院	福岡市早良区西新 1-1-35	

福岡県告示第875号

次に掲げる病院は、令和 4 年 2 月 28 日付けで、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生労働省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院でなくなったので、同令第 2 条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 9 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所 在 地
公益財団法人健和会大手町病院	北九州市小倉北区大手町15-1

福岡県告示第876号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	有効期間
公益財団法人健和会大手町病院	北九州市小倉北区大手町13-1	令和4年3月1日から 令和7年2月28日まで

福岡県告示第877号

次に掲げる病院は、令和3年8月3日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生労働省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地
吉村病院	福岡市早良区西新3-11-27

福岡県告示第878号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	有効期間
医療法人吉村病院	福岡市早良区西新3-11-27	令和3年8月4日から 令和6年8月3日まで

福岡県告示第879号

次に掲げる病院は、令和4年4月30日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生労働省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地
富田病院	久留米市城島町四郎丸261

福岡県告示第880号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	有効期間
医療法人城島富裕会富田病院	久留米市城島町四郎丸261	令和4年5月1日から 令和7年4月30日まで

福岡県告示第881号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第38条第1項	令和4年10月1日	提出書類閲覧等請求書の提出
福岡県行政不服審査法施行細則（平成28年福岡県規則第30号）	第4条第1項	令和4年10月1日	提出書類複写等手数料減免申請書の提出

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約の名称
録音・録画装置購入契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日
令和4年9月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
ソニックガード株式会社
 - (2) 住所
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央二丁目8番25号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
52,175,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日

令和4年7月22日

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定に基づき、次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告する。

なお、建築協定書は、同条第3項の規定により大野城市役所都市整備部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 建築協定の名称
大野レイクタウンC地区建築協定
- 2 建築協定区域
大野城市大池二丁目282番23他
- 3 認可年月日
令和4年9月8日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営筑後市3期地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	令和4年9月30日から 令和4年10月31日まで	筑後市役所 久留米市役所 大木町役場

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 4 年 9 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

モニタリングポスト（4 備 26）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む

。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第 10 号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第 11 号）及び確認資料

キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前 2 事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の 12 月 31 日現在のもの）（様式第 3 号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前 2 年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用

状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和4年10月7日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

モニタリングポスト（4備26）

(2) 調達物品及び数量

モニタリングポスト 一式

(3) 履行期限

令和5年3月31日（金曜日）

(4) 履行場所

福吉小学校、引津小学校

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）に定める資格を得ている者（令和3年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
 (電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和 4 年 10 月 28 日 (金曜日) 現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	04	理化学精密機器	AA・A
05	06	計測機器	AA・A
05	11	諸機器	AA・A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が 1 の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県環境部環境保全課に令和 4 年 10 月 20 日 (木曜日) 17 時 00 分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

福岡県環境部環境保全課

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3360 (ダイヤルイン)

F A X 092-643-3357

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(5) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

F A X 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5 の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和 4 年 9 月 30 日 (金曜日) から令和 4 年 10 月 20 日 (木曜日) までの福岡県の休日 を定める条例 (平成元年福岡県条例第 23 号) 第 1 条に規定する休日 (以下「県の休日」という。) を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで 5 の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5 の部局とする。

(2) 提出期限

令和 4 年 10 月 28 日 (金曜日) 15 時 00 分

(3) 提出方法

持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期限内必着) で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県総務部総務事務厚生課入札室 (行政南棟 1 階)

(2) 日時

令和 4 年 10 月 31 日（月曜日）10 時 00 分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際に入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の 100 分の 5 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12 により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の 100 分の 5 に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

- ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和4年10月18日（火曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 賃貸借契約の名称
職員認証・連携システムに係る端末機等賃貸借契約

(2) 調達物件の仕様等

職員認証・連携システムに係る端末機等賃貸借仕様書のとおり

(3) 履行期限

賃貸借の開始日から48か月（4年間）

(4) 納入場所

福岡県福岡市内のインターネットデータセンター

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加者資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和4年11月10日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、大分類「13」サービス業種その他、中分類「08」リース・レンタルに登録されている者で、等級「AA、A及びB」に格付されている者

(2) 納入しようとする物品が入札説明書に示した要求仕様を満たすことを申し立てる仕様申立書等を、仕様申立書作成要領に従い作成し、令和4年10月24日（月）までに、5の部局に提出し、県から書面で確認の通知を受けている者

なお、内容に不備又は不明な点があつて、5の部局から補正又は説明を求められた場合に、令和4年10月27日（木）までにその補正又は説明ができないときは、入札に参加できないものとする。

また、提出した仕様申立書等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課庁内デジタル化推進係（県庁行政棟6階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3198（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和4年9月30日（金）から令和4年10月21日（金）までの県の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

(2) 交付場所

5の部局とする。

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和 4 年 11 月 9 日（水） 17 時 00 分

(3) 提出方法

入札に参加する者は、入札書を直接又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）により、次のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

ア 持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「11月10日開封「職員認証・連携システムに係る端末機等賃貸借契約」に係る入札書在中」と朱書きすること。

イ 郵送により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「11月10日開封「職員認証・連携システムに係る端末機等賃貸借契約」に係る入札書在中」と朱書きすること。

(4) 注意事項

ア 入札金額は、調達物品の賃貸借料のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

ウ 入札書の記名・押印は、本県に登録している代表者本人（以下この項において「入札者」という。）の名前を記載し、代表者の印鑑を押印すること。

なお、入札手続きを入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名・押印は当該委任状により委任された代理人（以下この項において「代理人」という。）の名前を記載し、代理人の印鑑（私印）を押印すること。

エ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない

い。

カ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

10 開札の日時、場所及び方法

(1) 日時

令和 4 年 11 月 10 日（木） 11 時 00 分

(2) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県庁行政棟 9 階 情報政策課ミーティングルーム

(3) 方法

開札は、本県に登録している代表者本人又は委任状により委任された代理人の立ち会いのもと行う。この場合、代表者又は代理人は名刺を持参すること。なお、代表者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において、落札者が不在の場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつて、そのすべての同意が得られればその場で再度入札を行う。

11 入札保証金

入札に参加する者は見積金額（入札書に記載する入札金額に100分の10に相当する額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される（詳細は「入札保証金・契約保証金についての注意事項」のとおり）。

(1) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（

当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が上記11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加者資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される(詳細は「入札保証金・契約保証金についての注意事項」のとおり)。

- (1) 県を被保険者とする契約保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とす

るもの)を締結し、その証書を提出する場合

- (2) 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) この調達契約は、世界貿易機構(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

16 Summary

- (1) Articles and Quantity
A Lease contract of the software for Electronic Data Interchange System
- (2) Period of Lease
It is 48 months from a Lease start date which a period is reckoned
- (3) Delivery Location
Please find attached information for public tender
- (4) Time Limit of Tender
5 : 00 P. M. 9 November, 2022
- (5) Contact Point for Notice
Information Policy Division, Fukuoka Prefectural Office,
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
TEL 092 - 643 - 3198

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 4 年 9 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

金属粉末製造装置（4 備出 58）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条

② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条

③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む

。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第 10 号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第 11 号）及び確認資料

キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前 2 事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の 12 月 31 日現在のもの）（様式第 3 号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前 2 年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用

状況調査票（様式第 4 号）

ケ 営業概要表（様式第 5 号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第 6 号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第 7 号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第 8 号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第 9 号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形 3 号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和 4 年 10 月 13 日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 5 年 9 月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 5 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 4 年 9 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

金属粉末製造装置（4 備出 58）

(2) 調達物品及び数量

金属粉末製造装置 一式

(3) 履行期限

令和 5 年 3 月 24 日（金曜日）

(4) 履行場所

福岡県工業技術センター機械電子研究所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 4 年 4 月福岡県告示第 371 号）に定める資格を得ている者（令和 3 年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和4年11月7日 (月曜日) 現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA・A
05	02	電気通信機器	AA・A
05	04	理化学精密機器	AA・A
05	06	計測機器	AA・A
05	08	工事製造機器	AA・A
05	10	光学機器・DPE	AA・A
05	11	諸機器	AA・A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県工業技術センター機械電子研究所に令和4年10月25日 (火曜日) 17時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

福岡県工業技術センター機械電子研究所

〒807-0831 北九州市八幡西区則松三丁目6-1

電話番号 093-691-0260

FAX 093-691-0252

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(5) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

FAX 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和4年9月30日 (金曜日) から令和4年10月25日 (火曜日) までの福岡県の休日 を定める条例 (平成元年福岡県条例第23号) 第1条に規定する休日 (以下「県の休日」という。) を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和4年11月7日 (月曜日) 15時00分

(3) 提出方法

持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期限内必着) で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県総務部総務事務厚生課入札室（行政南棟 1 階）

(2) 日時

令和 4 年 11 月 8 日（火曜日）10 時 00 分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の 100 分の 5 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12 により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の 100 分の 5 に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した

福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載している。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。
- (6) 本調達の質問回答の掲示以降の手続きは、本調達物品に係る予算が成立し、予算手続が整った場合についてのみ、行う。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Metal Powder Atomizer
- (2) Delivery period : By March 24, 2023
- (3) Delivery place : Fukuoka Industrial Technology Center Mechanics and Electronics Research Institute, 3 - 6 - 1 Norimatsu, Yahatanishi - ku, Kitakyusyu City 807 - 0831, Japan
Tel 093 - 691 - 0260
- (4) Time Limit for Tender : 3 : 00 P. M. on November, 7 2022
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
Tel 092 - 643 - 3092

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
フラッシュ法熱物性測定システム（4備出25）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和4年9月5日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名
株式会社新興精機
- (2) 住所

福岡市東区馬出六丁目14番17号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

37,950,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和4年7月29日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
非接触三次元形状評価システム（4備出24）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
 - (2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

令和 4 年 9 月 5 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

関東物産株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡市中央区天神三丁目 9 番 33 号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

39,006,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 4 年 7 月 29 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 9 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

顕微鏡赤外分光光度計（4 備出32）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

令和 4 年 9 月 5 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社新興精機

(2) 住所

福岡市東区馬出六丁目 14 番 17 号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

29,645,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 4 年 7 月 29 日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営甲田地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	令和 4 年 9 月 30 日から 令和 4 年 10 月 31 日まで	みやま市役所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 9 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町南里七丁目 516 番 1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡志免町南里六丁目14番12号

株式会社メトコス

代表取締役 太田 千明

公告

福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福岡県条例第8号）第6条の規定により、福岡県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

一 人事行政の運営の状況

1 職員の任免に関する状況

(1) 職員の任免

ア 職員の採用

3年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分	合計	行政職	警察職	教育職	技能労務職	研究医療職
新規採用	2,206	344	280	1,537	0	45
新規再任用	(121) 619	(3) 110	18	(115) 437		(3) 18

(注) 1 新規採用には国や他団体との人事交流に伴う採用を含みます。

2 政令市立学校の教職員は含みません。

3 「新規再任用」欄の()内は短時間勤務職員で、内数です。

イ 職員の離職

3年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分	合計	行政職	警察職	教育職	技能労務職	研究医療職
定年退職	1,207	204	193	745	24	41
早期退職募集 による退職	237	58	27	144	3	5
その他	594	103	102	359	1	29
再任用の満了	(100) 547	(30) 138	(1) 17	(66) 339	(2) 40	(1) 13

(注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 「再任用の満了」欄の()内は短時間勤務職員で、内数です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (4年1月1日)	歳出額 A 千円	実質収支 千円	人件費 B 千円	人件費率 B/A %	(参考) 令和2年度の 人件費率 %
3年度	5,108,507	2,461,286,215	21,274,468	383,739,432	15.6	19.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A 人	給与費			一人当たり給与費 B/A 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤労手当 計 千円	
3年度	41,413	179,619,334	41,992,166	70,818,893	292,430,393 7,061

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は3年4月1日現在の人数で、電気事業・工業用水道事業・工業用地造成事業・病院事業・流域下水道事業・県営埠頭施設整備運営事業職員(計111人)を除きます。
 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員数を含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況

区分	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1
福岡県	101.1	100.6	100.8	100.6
都道府県平均	100.1	99.8	100.0	99.9

(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準と比較するための国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率 %
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %	
3年度	367,607	367,644	△37円 (△0.01%)	改定なし	改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤労手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数 月
	民間の支給割合 A 月	公務員の支給月額 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月	
3年度	4.31	4.45	△0.14	△0.15	4.30 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月額」は期末手当及び勤労手当の年間支給月額です。

(5) 人事評価の給与への反映状況(知事部局・行政職員の場合)

職員の人事評価結果を昇給号給数と勤労手当の成績率に反映しています。

成績区分	勤労手当 成績率	
	昇給号給数 分布率	勤労手当 成績率
第1区分 (最上位)	5%	標準+5%
第2区分 (上位)	25%	標準+2.5%
第3区分 (標準)	-	標準
第4区分	-	標準-5%

(注) 55歳以上の職員は、標準での昇給はありません。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（3年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡県	42.3 歳	319,482 円	416,878 円	359,689 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
都道府県平均	42.8 歳	322,084 円	414,254 円	364,117 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(以下同じ)

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡県	57.1 歳	420 人	319,093 円	368,891 円	346,460 円
うち用務員	56.3 歳	146 人	329,340 円	373,016 円	358,952 円
うち自動車運転士	59.3 歳	75 人	290,401 円	358,671 円	311,576 円
うち守衛	58.4 歳	6 人	348,300 円	433,821 円	387,409 円
うちその他技能労務職	56.8 歳	193 人	321,583 円	367,724 円	349,292 円
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	—	328,603 円
都道府県平均	53.8 歳	176 人	315,772 円	370,253 円	347,007 円

③高等(特別支援)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	46.3 歳	372,706 円	435,157 円
都道府県平均	44.9 歳	371,982 円	433,607 円

④小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	42.2 歳	358,922 円	398,594 円
都道府県平均	42.3 歳	355,651 円	410,573 円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡県	38.8 歳	323,098 円	447,363 円	364,087 円
国	41.4 歳	320,029 円	—	378,869 円
都道府県平均	38.6 歳	324,804 円	461,882 円	373,466 円

(2) 職員の初任給の状況（3年4月1日現在）

区分	福岡県	国
一般行政職	大学卒	円 182,200
	高校卒	円 150,600
技能労務職	高校卒	円 —
	中学卒	円 —
高等学校 教育職	大学卒	円 210,500
	高校卒	円 165,800
小・中学校 教育職	大学卒	円 210,500
	高校卒	円 —
警察職	大学卒	円 208,300
	高校卒	円 173,400

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（3年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	円 264,858	円 363,584	円 387,458
	高校卒	円 229,918	円 316,346	円 360,822
技能労務職	高校卒	円 —	円 —	円 330,900
	中学卒	円 —	円 —	円 —
高等学校 教育職	大学卒	円 312,576	円 390,925	円 422,880
	高校卒	円 —	円 289,822	円 373,741
小・中学校 教育職	大学卒	円 320,921	円 401,533	円 427,527
	高校卒	円 —	円 —	円 —
警察職	大学卒	円 275,831	円 376,943	円 405,751
	高校卒	円 258,389	円 340,570	円 380,745

—: 該当職員なし

4 一般行政職の級別職員数の状況（3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	給料月額
1 級	主事 技師	1,446 人	18.0 %	145,800 円 ～ 277,600 円
2 級	主任	1,728 人	21.5 %	195,200 円 ～ 349,500 円
3 級	主査	1,967 人	24.4 %	231,200 円 ～ 388,000 円
4 級	本庁の係長	1,170 人	14.5 %	263,900 円 ～ 395,500 円
5 級	本庁の課長補佐	1,173 人	14.6 %	289,400 円 ～ 410,700 円
6 級	本庁の課長	464 人	5.8 %	318,700 円 ～ 444,400 円
7 級	本庁の次長	74 人	0.9 %	407,600 円 ～ 468,100 円
8 級	本庁の事務局長	13 人	0.2 %	457,900 円 ～ 527,000 円
9 級	本庁の部長	11 人	0.1 %	521,200 円 ～ 559,000 円

(注) 1 福岡県職員の給与に関する条例に基づき給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(3年度決算見込)	1,563	千円
期末・勤勉手当		
(3年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	
2.40 月分	1.90 月分	
(1.35) 月分	(0.9) 月分	
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%		
・管理職加算 10～25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (3年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	定年・早期退職 募集による退職
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	—	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)
1人当たり平均支給額	1,484 千円	22,119 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (3年4月1日現在)

支給実績(3年度決算見込)		7,632,767 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算見込)		168,256 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
東京都特別区	20 %	39 人
大阪市	16 %	6 人
府中市、名古屋市	15 %	2 人
県内市町村	5.4 %	41,792 人
医師・歯科医師	16 %	47 人

(注) 1 医師及び歯科医師の支給率は、東京都特別区の場合を除き支給対象地域にかかわらず16%です。
2 教育職給料表(三)が適用される職員は県内一律1.8%です。

(4) 特殊勤務手当 (3年4月1日現在)

支給要綱(3年度決算見込)		2,057,715	千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算見込)		82,812	円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(3年度)		54.8	%		
手当の種類(手当数)		47			
区分	手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給要綱(3年度決算見込)	左記職員に對する支給単価
	防疫等作業手当	保健福祉課事務所等職員	①狂犬病予防注射・犬の捕獲 ②感染症患者の救護、病原体付着物件の処理、その他特定感染症等のまん延を防止するために行う作業(③を除く)、検疫作業、細菌検査又はウイルス検査 ③口蹄疫、鳥インフルエンザ等のまん延防止のために行う特定家畜伝染病にかかわっている豚いのある動物の調査、家畜の殺、家畜の死体の焼却・埋却、畜舎の消毒の作業	378 千円	①日額300円 ②日額290円 ③日額380円 (作業が著しく危険な場合は760円)
	放射線取扱手当	放射線技術職員	有害放射線の影響を受ける作業	311 千円	日額300円
	危険業務手当	県土整備事務所、水産海洋技術センター、農林業総合試験場、計量検定所職員、業務課職員	①坑内のトンネル掘り作業、水面下4m以上の発掘作業、高所作業、大型農業機械作業、爆発物立入検査 ②圧搾空気内作業、潜水作業 ③毒物劇物立入検査	878 千円	①日額140円～560円 ②1時間210円～1,500円 ③日額300円
	社会福祉業務手当	保健福祉課事務所等、障がい者更生相談所、女性相談所職員	①保護の措置を要する者等を助申し面談して行う指導等、精神障がいのある人の自助指導、要保護女子に對する相談・指導、一時保護 ②肢体不自由児の日常生活介助	17,159 千円	①日額450円、570円 ②日額230円
一 般 職 員	種痘牛取扱等作業手当	農林業総合試験場職員	種痘牛又は種痘豚を飼する作業、牛豚の直腸検査	124 千円	日額230円
	有害物取扱手当	保健福祉課事務所、工業技術センター、農林業総合試験場職員	有害農業使用の農作物害虫等防除、有害ガス発生を伴う業務又は特に危険な薬品の取扱業務	587 千円	日額130円～290円
	県税事務手当	県税職員	県税の賦課及び徴収	68,015 千円	日額650円、800円
	夜間看護等手当	こども療育センター新光園の看護師	①正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護業務 ②正規の勤務時間外の救急医療等業務	6,189 千円	①1回3,100円、3,550円 ②1回1,240円
	犯則取締等手当	漁業取締りに従事する職員、陸上取締員	海上被疑者追跡又は取調、採集取締業務、航海中の船舶調査等、現業職員のST-1未満の船舶運転	601 千円	日額280円～550円
	特殊現場作業手当	保健福祉課事務所等、保健課研究所、流砂下水運事務所職員	①尿処理施設、化製場、死亡被害取扱場及び下水道処理施設立入検査 ②産業廃棄物処理施設立入検査	541 千円	①日額230円 ②日額290円
	用地交渉手当	農林水産部、県土整備部、建設都市開発職員	用地交渉業務	7,391 千円	日額700円、1,050円
	訓練指導手当	消防学校職員	教育訓練業務	685 千円	日額720円
	災害対応作業手当	県土整備事務所職員	警報発令中等の異常な気象状況等のもとの、災害の未然防止、応急処置	126 千円	日額480円～1,095円
	道路上作業手当 (道路上等作業手当)	県土整備事務所職員 道路技術員、河川監視	交通量の頻繁な道路上で、交通を遮断することなく行う道路維持修繕 ①加熱アスファルト混合物使用の道路舗装 ②道路上、河川区域の動物の死体処理	4,718 千円	日額300円 ①日額160円 ②日額230円
ほ場等管理業務手当 動物等保護管理作業手当	農林業総合試験場職員 動物管理課管理技術員	①農業機械等を操作するは場等管理業務 ②ふん尿収集、ほ場散布 ③鳥(傷動物)の取扱作業 ④動物形体の取寄せ作業	657 千円 53 千円	①日額120円 ②日額230円 ①日額260円 ②日額230円	
教育職員の業務手当 夜間定時勤務手当 多学年学級担任手当	教育職員 事務職員、技術職員及びその他の職員 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師	全日前教育職員が本県の勤務時間を超えて夜間定時制の授業を行った場合又はその理の都合 高等学校又は中等教育学校の後期課程の夜間定時制課程で授業時刻以後に2時間以上業務に従事 小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の2学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当し授業又は指導に従事	0 千円 1,579 千円 1,995 千円	授業1時間2,790円 日額340円 (事務長は日額220円) 日額290円	
通信教育指導手当	①通信教育を行う学校の教員職員(本務職員を除く) ②通信教育を行う学校及び協力校の教員職員(本務職員を除く。)	①添削指導 ②面接指導	0 千円	①1通当たり100円 ②1時間2,790円	
実習船乗船手当	①水産高等学校の教員職員 ②水産高等学校の職員	実習船に乗り組み、漁りを伴う航海において従事する以下の業務 ①生徒実習指導等 ②船員法第82条の2第4項に規定する業務	654 千円	①日額3,000円 ②日額180円	
有害農薬による害虫等防除作業手当	農業高等学校の教員職員	有害農薬使用の害虫等防除	0 千円	1級 日額290円 2級 日額250円 日額 1号イ …… 8,000 円 1号イ(特に基本を改善) …… 16,000 円 1号ロ …… 7,500 円 1号ハ …… 7,500 円 2号 …… 5,100 円 3号 …… 5,100 円 4号 …… 2,700 円 5号 …… 900 円	
教員特殊業務手当	主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄付会指導員	1号 学校の管理下の非常災害時等の緊急業務 イ…非常災害時の児童、生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務 ロ…児童、生徒の負傷、疾病等に伴う緊急の業務 ハ…児童、生徒に対する緊急の補導業務 2号 修学旅行等の引継ぎ指導業務で宿泊を伴うもの 3号 対外運動競技等の引継ぎ指導業務で宿泊を伴うもの等 4号 前定勤の指導業務で週休日等に行うもの 5号 入学試験の監督、採点等	730,067 千円		
補導業務手当	児童又は生徒の補導を本務とする教員職員	児童又は生徒の補導業務に従事	4,304 千円	日額200円	

教育公務員	<p>勤務主任 ①学級以上の学校の主任指導主事 *生徒指導主事 *進路指導主事 (高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部に置かれるもの) *学科主任 *農林長 *学科主任 *学年主任 *事務主任 *学年以上 の学年に置かれるもの)</p>	主任等に発令された指導教諭又は教諭が、当該担当に係る業務に従事	81,811 千円	日額200円
警察職員	<p>警察職員 留置施設看守及び被疑者運送 高速道路等における事故捜査・交通違反取締り等 現場等における犯罪捜査</p>	<p>犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕等 留置施設看守及び被疑者運送 高速道路等における事故捜査・交通違反取締り等 現場等における犯罪捜査</p>	<p>259,263 千円 37,113 千円 82,091 千円 16,690 千円</p>	<p>日額320円、560円 日額230円、240円 日額310円～840円 日額280円、560円</p>
警察職員	<p>警察官(警部以下の階級にある者に限る。) 警察職員 交通取締用自動車その他特殊自動車の運転、整備、用船航行及び自動車の検査に関する作業 暴力団犯罪対策及び銃器等犯罪捜査の作業</p>	<p>銃器を使用した現場等における犯人の逮捕等 結核患者に接触して行う治療に関する諸注意、情報提供等 人の死体の解剖・検視・実見処分等直接死体に接触する作業 鉱山の坑内又はトンネルの坑内で、ガス爆発、火災、出水、落盤等の災害があったときに、当該坑内で行う災害消滅作業 ①航空機の乗組作業 ②航空機に搭乗して行う乗組作業 ③航空機に搭乗して行う乗組及び整備以外の作業</p>	<p>2,893 千円 0 千円 92,649 千円 0 千円 17,991 千円 192,419 千円</p>	<p>日額560円～1,640円 日額230円 1体当たり1,600円、3,200円 日額1,900円 ①1時間5,100円 ②1時間2,200円 ③1時間1,900円 日額340円 ①日額300円、460円 ②1体当たり5,200円 1回410円、780円 ①日額410円、840円、1,680円 ②日額660円～40,000円 1回1,240円 日額1,100円 1時間310円～1,500円 日額4,000円 日額250円～4,600円 日額1,100円 日額640円、1,150円</p>
警察職員	<p>警察官(警部以下の階級にある者に限る。) 警察職員 警察職員(管理職手当支給者を除く。) 警察職員 夜間特殊業務に従事する作業 救難救助作業(その他のための訓練の作業を含む。) 夜間緊急処理作業 遠隔地水上警戒作業 潜水作業 潜水作業 国際緊急援助作業 サリンその他の特殊危険物の処理等の作業 海外犯罪情報収集作業 身辺警護等作業</p>	<p>海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う水上警戒の作業 潜水器具を用いる潜水作業 海外地域での国際緊急援助隊の派遣に関する法律案に規定する国際緊急援助活動の作業 特殊危険物処理等の発生している状況下、現場で行う救助又は捜査等 日本国外において従事する犯罪の捜査情報収集(人事委員会が定める場合に限る。) 天皇・皇后等の皇族及び警護対象者の身辺警護若しくは身辺警護 新型コロナウイルス感染症の軽症患者等が療養する宿泊施設において行う次の業務 ① 軽症患者等の身体に直接接触して又はこれらに接する者による作業 ② 軽症患者等が使用した物件の処理、軽症患者等の生活支援、関係機関との連絡調整 新型コロナウイルス感染症の近況を防止するために行う次の業務 ① 患者等の搬送(後述及び入国を含む。)、発熱調査、検体の採取 ② 患者等の移送に使用した物件の処理、移送後における車両の消毒 ③ 検体の搬送</p>	<p>74 千円 310,799 千円 3,506 千円 2,572 千円 0 千円 32 千円 0 千円 0 千円 0 千円 366 千円</p>	<p>①日額300円、460円 ②1体当たり5,200円 1回410円、780円 ①日額410円、840円、1,680円 ②日額660円～40,000円 1回1,240円 日額1,100円 1時間310円～1,500円 日額4,000円 日額250円～4,600円 日額1,100円 日額640円、1,150円 ①日額4,000円 ②日額3,000円 ①日額2,000円 ②日額1,500円 ③日額290円</p>
警察職員	<p>警察職員(管理職手当支給者を除く。) 警察職員 夜間特殊業務に従事する作業 救難救助作業(その他のための訓練の作業を含む。) 夜間緊急処理作業 遠隔地水上警戒作業 潜水作業 潜水作業 国際緊急援助作業 サリンその他の特殊危険物の処理等の作業 海外犯罪情報収集作業 身辺警護等作業</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の軽症患者等が療養する宿泊施設において行う作業 ① 軽症患者等の身体に直接接触して又はこれらに接する者による作業 ② 軽症患者等が使用した物件の処理、軽症患者等の生活支援、関係機関との連絡調整 新型コロナウイルス感染症の近況を防止するために行う次の業務 ① 患者等の搬送(後述及び入国を含む。)、発熱調査、検体の採取 ② 患者等の移送に使用した物件の処理、移送後における車両の消毒 ③ 検体の搬送</p>	<p>31,283 千円</p>	<p>①日額4,000円 ②日額3,000円 ①日額2,000円 ②日額1,500円 ③日額290円</p>

(5) 時間外勤務手当(全職員)

支給実績(3年度決算見込)	9,904,999 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算見込)	471 千円
支給実績(2年度決算)	9,029,367 千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	428 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(3年度決算見込)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (3年度決算見込)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算見込)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○扶養親族のある職員に対して支給 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者、父母等 1人につき 6,500円 ※ 行政職給料表7級、研究職給料表5級及び特定獣医師職給料表7級の職員 3,500円 ・子 1人につき 10,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,200円 	4,792,883 千円	253,136 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 <ul style="list-style-type: none"> ・家賃27,000円以下 ・家賃 - 16,000円 ・家賃27,000円超 11,000円 + (家賃 - 27,000円) × 1/2 (支給限度額28,000円) ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 <ul style="list-style-type: none"> ・上記額の1/2 	3,717,592 千円	277,329 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ○交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通勤している職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・運賃等相当額(原則として6箇月定期券の額) ・交通用具使用額 通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者の特別料金等加算 (原外上限41,000円) 	5,503,318 千円	133,430 円
初任給調整手当	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的知識を必要とし、かつ、欠員補充が困難である職について、民間企業等の給与水準と調整するため に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・医師、歯科医師 309,400円以下(35年) ・研究員 100,000円以下(10年) ・獣医師 45,200円以下(15年) 	129,570 千円	674,844 円
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> ○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対して支給 <ul style="list-style-type: none"> ・30,000円～100,000円 	67,870 千円	355,340 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ○宿日直勤務を行った職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・通常 5,300円 ・医師、歯科医師 21,000円 ・生宿指導 7,400円 ・寄宿舍指導 6,100円 	1,466,961 千円	179,797 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ○週休日等又は平日深夜において勤務した管理職員に職の区分等に応じて支給 <ul style="list-style-type: none"> ・週休日等 1回 4,000円～12,000円 ・平日深夜 1回 2,000円～6,000円 (週休日等の従事時間が6時間を超える場合は、1.5倍) 	74,750 千円	175,882 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ○深夜又は平日常夜において勤務した職員に対して支給 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務1時間当たりの給与額 × 25/100 × 午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間 	975,515 千円	91,469 円
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ○祝日等における正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務1時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数 	2,189,499 千円	170,137 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給 <ul style="list-style-type: none"> ・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額 (42,100円～139,100円) 	1,773,470 千円	741,107 円
農林漁業普及指導手当	<ul style="list-style-type: none"> ○農林漁業等の普及指導に従事する職員に対して支給 <ul style="list-style-type: none"> ・給料月額 × 8% (管理職手当支給者は4%) 	80,468 千円	303,653 円
警	<ul style="list-style-type: none"> ○生活が著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して支給 <ul style="list-style-type: none"> ・(給料の月額 + 扶養手当) × 級地区別支給割合 - 地域手当 * 級地区別支給割合 4%～25% 		
察	<ul style="list-style-type: none"> ○特人公署又は特地方署に準ずる公署に勤務するために住居を移転した職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・(給料の月額 + 扶養手当) × 支給率 * 支給率 異動後4年間 4%～6%、5年目2%、6年目2% (最高6年) 		
学	<ul style="list-style-type: none"> ○交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域に所在するへき地等学校に勤務する職員 に対して支給 <ul style="list-style-type: none"> ・(給料の月額 + 教職調整額 + 扶養手当) × 級地区別支給割合 - 地域手当 * 級地区別支給割合 6%～22% 	33,182 千円	286,052 円
校	<ul style="list-style-type: none"> ○へき地等学校に勤務するためにへき地等学校が所在する市町村内に住居を移転した職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・(給料の月額 + 教職調整額 + 扶養手当) × 支給率 * 支給率 異動後5年間 4% その後1年間 2% 		

義務教育等教員特別手当	○義務教育等諸学校に勤務する教育職員に支給 ・月額8,000円を超えない範囲内で、職務の級、号給別に定めた額 ・産業教育手当、定時制通信教育手当の支給を受ける期間は調整支給する。 * 夜間定時制、通信教育に係る定時制通信教育手当又は農業、水産に係る産業教育手当の支給期間 : 定額の3/4の額 * 上記以外の者: 定額の2/4の額	1,355,538 千円	57,966 円
産業教育手当	○農業、水産、工業の教科の授業及び実習を担当する教育職員に支給 ・(給料月額+教職調整額)×5% (定時制通信教育手当受給者、管理職手当受給者は3%)	120,888 千円	193,111 円
定時制通信教育手当	○定時制課程及び通信制課程に勤務する教育職員に支給 ・(給料月額+教職調整額)×3~5% * 校長、副校長、教頭 3% 夜間定時制教育に従事する職員 5% 昼間定時制教育、通信教育に従事する職員 3%	68,103 千円	164,898 円

6 特別職の報酬等の状況（3年4月1日現在）

区分		給料月額等
給料	事知副	1,350,000 円 1,080,000 円
報酬	議長副議長	1,110,000 円 980,000 円 890,000 円
期末手当	事知副議長	(3年度支給割合) 3.25 月分
	事知副議長	(3年度支給割合) 3.25 月分
退職手当	事知副	(算定方式) 135万円×在職月数×0.519 33,631 千円 (任期毎) 108万円×在職月数×0.394 20,425 千円 (任期毎)
地域手当	事知副	支給率 5.4%

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

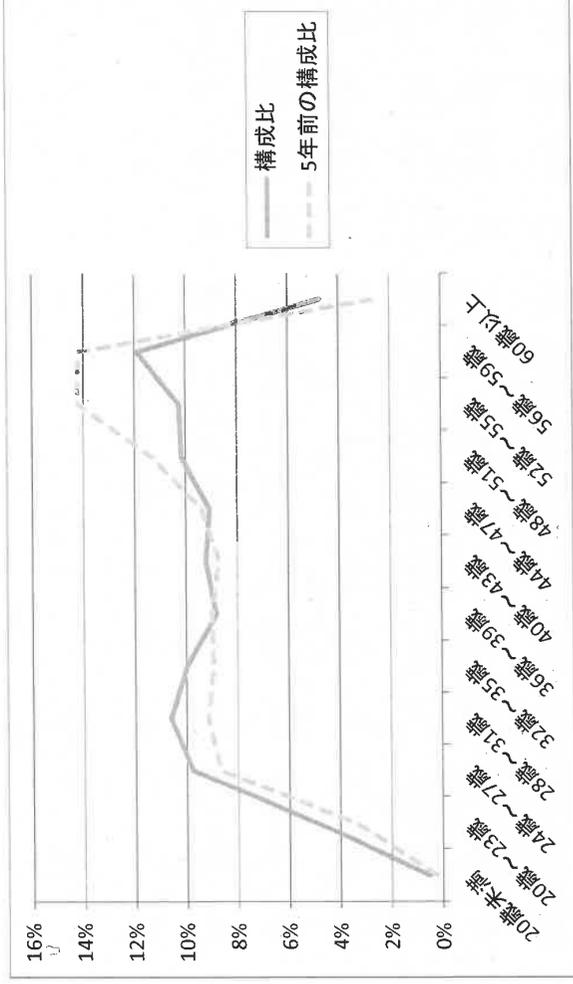
部門	職員数			対前年増減数	主な増減理由
	令和3年	令和2年	令和1年		
知事部局	7,479	7,542	△ 63	事務事業の見直しなど (参考:人口10万当たり職員数145.95人)	
教育委員会	21,667	21,461	206	小学校の学級増など (参考:人口10万当たり職員数422.83人)	
その他	12,386	12,400	△ 14	定数外職員の減など (参考:人口10万当たり職員数241.71人)	
合計	41,532	41,403	129	(参考:人口10万当たり職員数810.50人)	

(単位:人)

(注) 1 定員管理調査(各年4月1日現在)において報告した職員数です。

2 その他は、各種委員会(教育委員会(教育委員会を除く。))、警察本部、議会事務局、企業局です。

(2) 年齢別職員構成の状況（3年4月1日現在）



区分	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	220	2,043	4,410	4,145	3,664	3,830	3,769	4,225	4,257	4,942	1,975	41,532
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	未滿	23歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門	年度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
知事部局		7,533	7,523	7,585	7,564	7,542	7,479	△ 54 (△0.7)
教育委員会		31,151	20,291	20,745	21,160	21,461	21,667	△ 9,484 (△30.4)
その他		11,923	12,024	12,069	12,349	12,400	12,386	463 (3.9)
計		50,607	39,838	40,399	41,073	41,403	41,532	△ 9,075 (△17.9)

(注) 1 定員管理調査(各年4月1日現在)において報告した職員数です。
 2 その他は、各種委員会(教育委員会を除く。)、警察本部、議会事務局、企業局です。

8 公営企業職員の状況

(1) 職員給与費の状況

決算見込

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率		(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
				千円	B/A	
3年度	千円	千円	千円	%	%	
電気事業	439,031	36,835	152,525	34.7	35.4	
工業用水道事業	1,568,109	520,351	206,201	13.1	13.0	
工業用地造成事業	981,143	100,499	18,042	1.8	0.4	

区分	職員数 A	給与費			一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	
3年度	人	千円	千円	千円	千円
電気事業	13	61,726	14,042	24,557	100,325
工業用水道事業	20	77,460	21,023	29,848	128,331
工業用地造成事業	4	18,485	3,820	9,615	31,920

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、4年3月31日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、会計年度任用職員を含みません。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（3年4月1日現在）

・電気事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	42.8 歳	361,116 円	562,141 円

・工業用水道事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	43.0 歳	346,276 円	545,592 円

・工業用地造成事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	49.8 歳	411,350 円	629,791 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

公 営 企 業	行 政 職 員
1人当たり平均支給額(3年度決算見込)	1人当たり平均支給額(3年度決算見込)
期末・勤勉手当 1,656 千円	期末・勤勉手当 1,563 千円
(3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 1.90 月分 (1.35) 月分 (0.90) 月分	(3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 1.90 月分 (1.35) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（3年4月1日現在）

	公 営	企 業	行 政	職 員
(支給率)	自己都合	定年・早期退職 募集による退職	自己都合	定年・早期退職 募集による退職
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	—	定年前早期退職特別措置 (割増率2%～45%)	—	定年前早期退職特別措置 (割増率2%～45%)
1人当たり平均支給額	— 千円	22,344 千円	1,484 千円	22,119 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（3年4月1日現在）

支給実績(3年度決算見込)	8,447 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算見込)	228,287 円		
支給対象地域	支給対象職員数		
県内市町村	5.40 %	37 人	5.40 %

エ 特殊勤務手当（3年4月1日現在）

支給実績(3年度決算見込)	161 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算見込)	9,454 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(3年度)	45.9 %
手当の種類(手当数)	3

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (3年度決算見込)	左記職員に対する支給単価
危険業務手当	支給対象の作業に従事した職員	①高圧機器整備点検作業 ②水路管内作業 ③高所作業 ④洪水吐グートの保守点検作業 ⑤有害薬品を使用する作業 ⑥漏水事故復旧等の道路上作業 ⑦災害応急作業	154 千円	①日額300円 ②日額220円 ③～④日額220円～320円 ⑤日額130円～250円 ⑥日額300円 ⑦日額480円～1,095円
用地交渉手当	交渉業務に従事した職員	用地交渉業務	7 千円	日額700円～1,050円
防疫等作業手当	新型コロナウイルス感染症等作業に従事した職員	新型コロナウイルス感染症の重症患者等が療養する宿泊施設において行う次の業務 ① 軽症患者等の身体に直接接触し又はこれらの方々に接して行う作業 ② 軽症患者等が使用した物件の処理、軽症患者等の生活支援、関係機関との連絡調整 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために行う次の業務 ① 患者等の搬送(移送及び入院を含む。)、消毒調整、検体の採取 ② 患者等の移送に使用した物件の処理、移送後における車両の消毒 ③ 検体の搬送	0 千円	①日額2,000円 ②日額1,500円 ③日額 290円

オ 時間外勤務手当

支給実績(3年度決算見込)	9,404 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算見込)	285 千円
支給実績(2年度決算)	10,160 千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	308 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(3年度決算見込)」と
 同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とは
 ならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	行政職員の制度との異同	行政職員の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算見込)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者、父母等 1人につき 6,500円 ※ 企業職給料表(一)7級の職員 3,500円 ・子 1人につき 10,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度未までの子の加算 5,200円	同じ	—	3,451 千円	265,485 円
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃27,000円以下 家賃—16,000円 ・家賃27,000円超 11,000円+(家賃—27,000円)×1/2 (支給限度額28,000円) ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2	同じ	—	3,490 千円	317,227 円
通勤手当	○交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通勤している職員に支給 ・運賃等相当額(原則として6箇月定期券の額) ・交通用具使用額 ・通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者の特別料金等加算 (県外上限41,000円)	同じ	—	9,549 千円	280,855 円
単身赴任手当	○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対し支給 ・30,000円～100,000円	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	○週休日等又は平日深夜において勤務した管理職員に職の区分等に応じて支給 週休日等 1回4,000円～12,000円 平日深夜 1回2,000円～6,000円 (週休日等の従事時間が6時間を超える場合は、1.5倍)	同じ	—	118 千円	39,333 円
夜間勤務手当	○深夜にわたる正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	○祝日等における正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給 ・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額 (89,700円～109,500円)	同じ	—	4,543 千円	1,135,800 円

9 職員の人事評価の状況

任命権者は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、任用、給与その他の人事管理の基礎として人事評価を定期的に実施し、その結果に応じた措置を講ずることとされています。各任命権者における取組は、以下のとおりです。

【知事部局等】

評価対象者	令和3年12月1日現在において、一般職に属する職員 ※評価対象期間における勤務期間が一月に満たない職員等を除く。
評価対象期間	4月1日～翌年3月31日
評価の方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業務課題への取組状況等の業務実績を評価。 ・上司による5段階の絶対評価を実施。 ・期首、期中、期末における直属の上司との面談を通じ、円滑な業務遂行や能力開発に必要な指導、助言を実施。
結果の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・昇給並びに6月期及び12月期の勤勉手当において前年度の評価結果に応じた成績区分を適用。 ・転任や昇任等人事面における参考資料として活用。

【教育委員会】

評価対象者	令和3年12月1日現在において、一般職に属する職員 ※評価対象期間における勤務期間が一月（県立学校の教育職員及び市町村県費負担教職員については、四月）に満たない職員等を除く。
評価対象期間	4月1日～翌年3月31日
評価の方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業務課題への取組状況等の業務実績を評価。 ・上司による5段階の絶対評価を実施。 ・期首、期中、期末における直属の上司との面談を通じ、円滑な業務遂行や能力開発に必要な指導、助言を実施。
結果の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・昇給並びに6月期及び12月期の勤勉手当において前年度の評価結果に応じた成績区分を適用。 ・転任や昇任等人事面における参考資料として活用。

【警察本部】

評価対象者	全警察職員。ただし、地方警務官及び特別職非常勤職員を除く。
評価対象期間	12月1日～翌年11月30日
評価の方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業績を評価。 ・上司による重層的な評価を実施。 ・人事評価の結果、必要がある場合は、評価者等が被評価者に対し、業務指導、助言等を実施。
結果の活用	転任や昇任等の人事面、勤勉手当等の給与面に活用

10 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分、1週間について38時間45分です(日曜日及び土曜日は週休日)。

一般的な職員の勤務時間は、各任命権者の規程等により、知事部局及び教育委員会は午前8時30分から午後5時15分まで、警察本部は午前9時から午後5時45分までとしています。また、交代制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い職員の勤務時間は、別に定められています。

なお、知事部局及び教育委員会(学校を除く。)においては、一般的な職員の勤務時間に加え、午前9時から午後5時45分まで、午前9時30分から午後6時15分まで及び午前10時から午後6時45分までとする時差通勤を実施しています。

(2) 休憩時間

一般的な職員の休憩時間は、正午から午後1時までの1時間としています。

(3) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日(国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある職員については、週休日を別に定めています。

(4) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず、毎年与えられる年次休暇と、特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇等があります。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等26項目を設けています。

11 職員の休業に関する状況

(1) 休業の概要

「休業」とは、職は保有するものの職務に従事しないというもので、分限処分である「休職」と同様の性格を有していますが、本人の請求により認められる点が「休職」とは異なります。

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度で、対象となる子の年齢は3歳未満となつて

います。

次世代育成や女性職員の活躍推進の観点から、男性の積極的な育児参加が特に求められている中、福岡県においても、各任命権者が職員の子どもの健やかな育成のための計画(特定事業主行動計画)を策定し、育児休業等の制度周知の徹底と取得しやすい環境整備を図っているところではあります。

自己啓発等休業は、公務員としての能力・資質向上や公務意識の醸成及び国際協力を促進するため、大学等課程の履修又は国際貢献活動への参加を可能とする制度です。

大学院修学休業は、公立学校の教員が専修免許状を取得する機会を拡充するため、国内外の大学院等に在学してその課程を履修することを可能とする制度です。

配偶者同行休業は、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする制度です。

(2) 休業の状況

令和3年度における職員の休業の状況については、次のとおりです。

(単位:人)

休業の種類	育児休業	自己啓発等 休業	大学院修学 休業	配偶者同行 休業	合計
人数	739	0	0	2	741
	731	3	0	2	736

(注)1 上段は令和3年度に新たに取得した者、下段は令和2年度以前から引き続き取得している者の人数です。

2 政令市立学校の教職員は含みません。

3 同一の者が複数回にわたって休業を取得した場合は、その数を重複して計上しています。

12 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。

任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究又は指導に従事する場合等とされています。令和3年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

処分の種類	降任	免職	休職	合計
処分事由				
勤務実績が良くない場合	0	0		0
心身の故障の場合	0	1	594	595
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合			1	1
学校、研究所等において調査、研究 等に従事する場合(縦横移動)			2	2
災害により生死不明又は所在不明と なった場合(縦横移動)			0	0
合計	0	1	597	598

(注)1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

4 条件付採用期間中の職員に、分限処分に準じる措置が行われた場合は、その数を計上しています。

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法(昭和25年法律第261号)等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるとされています。令和3年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分の種類	免職	停職	減給	戒告	合計
処分事由					
給与・任用に関する不正 (給与不正領得等)	0	0	0	0	0
一般職務違反関係 (欠勤、勤務態度不良等)	0	0	0	0	0
一般非行関係 (傷害、異性関係非行等)	1	3	2	4	10
収賄等関係 (収賄、横領等)	0	0	2	0	2
道路事故・交通法規違反 監督責任	3	1	0	1	5
	0	0	0	2	2
合計	4	4	4	7	19

(単位:人)

(注)1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

13 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限など、民間企業の勤労者とは異なる服務上の強い制約が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、12(2)のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員(県費負担教職員)については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)により、市町村教育委員会がその服務を監督すると定められています。

なお、制度の趣旨を徹底させるため、所属研修を実施するほか、日常の具体的事例に関する照会等の機会を通じて、適切な処理を行っているところです。

さらに、福岡県職員倫理条例(平成13年福岡県条例第49号)を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動規程を規定するとともに、入札参加事業者との原則交際禁止等に関する規定を定めています。

14 職員の退職管理の状況

本庁課長級以上の職に就いている職員であった者が、離職後2年間に再就職した場合は、福岡県職員の退職管理に関する条例(平成27年福岡県条例第54号)第3条の規定により、再就職先の名称等について離職時の任命権者に届け出ることとされています。

令和3年度の各任命権者への届出状況は、次のとおりです。

任命権者	届出件数 (件)	再就職先の内訳				
		国又は地方公共団体の機関	公益法人等	学校法人等	その他の非営利法人	その他
知事	60	0	21	3	13	21
教育委員会	17	2	2	12	0	1
警察本部長	18	1	2	1	1	13
その他	5	0	0	1	1	2

(注) 1 再任用等、人事委員会規則で定める場合は届出が不要です。
 2 公益法人等には、独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含みます。
 3 学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含みます。

15 職員の研修の状況

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的に、任命権者において組織的かつ計画的に行われています。

例えば、知事や議会、監査委員、教育委員会、人事委員会等の事務部局に勤務する職員については、職員研修を自己啓発・職場研修・研修所研修・派遣研修に区分して実施しています。

また、教育公務員については、教育公務員特例法においても、絶えず研究と修養に努めなければならぬことが規定されており、より豊富な研修の機会が設けられています。
令和3年度に行われた主な研修には、次のようなものがあります。

(行政職員)

自己啓発	通信研修支援 自主研究グループ支援
職場における研修	部局研修・所属研修(人権・同和問題、公務員倫理 等) 業務専門研修
研修所における研修	基本研修(新採用職員研修、一般職員研修、管理監督者研修) 専門研修(財務諸表の読み方、折衝・交渉力、問題解決思考力、プレゼンテーション 等) 特別研修(トップセミナー、地域貢献活動実践 等)
派遣研修	自治大学校派遣研修 都道府県、市町村、企業等派遣研修 等

(教職員)

職場における研修	各所属の諸課題における研修(授業改善、教育相談 等)
教育センター、体育研究所等における研修	基本研修(若年教員研修、中堅教諭等資質向上研修、エキスパート教員研修、新任校長研修 等) 専門研修(各教科の指導に関する研修 等) 長期研修
派遣研修	課題研修(ICT活用基礎研修、体力向上、薬物乱用防止 等) 産業・理科教育教員派遣研修 教職員等中央研修(校長研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修 等) 国立大学大学院等修士課程への現職教員派遣研修 長期社会体験派遣研修

(警察官)

職場における研修	各所属における集合教養 本部主管課による研修・講習 部外講師による講演 等
警察学校における研修	採用時教養 昇任時教養 専科等教養

16 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するため、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)並びに各任命権者の安全衛生管理規程及び健康管理規程に基づき、総括安全衛生管理者、健康管理者、産業医、安全管理者及び衛生管理者を選任するとともに、総括安全衛生委員会、警察本部衛生委員会等を設置しています。

さらに、全所属に健康推進員(副課長、課長補佐、副所長、事務長等)又は、健康管理担当者

(所属長)及び副健康管理担当者を配置するとともに、(安全)衛生委員会や各地区連絡協議会等を設置し、安全衛生管理活動の推進を図っています。

(2) 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障がいや疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に定期健康診断を、特定の有害業務従事者を対象に特別健康診断を実施しています。

(3) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し団体協約を締結することの認められない職員が人事委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が人事委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。

これらの制度の状況は、「二 令和3年度における福岡県人事委員会の業務の状況」の3及び4のとおりです。

二 令和3年度における人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験

令和3年度に実施した職員の競争試験の状況は、次のとおりです。

① 職種及び日程

試験の種類	職種	試験区分等	受付期間	日程			最終合格発表
				1次試験	2次試験		
I 類	行政、教育行政、児童福祉、土木、農建築、化学、農業、畜産、水産、薬剤師、栄養士	行政	5月10日 ～5月21日	6月20日	7月5日 ～7月27日	8月6日	
			8月10日 ～8月20日	9月26日	10月15日 ～11月4日	11月12日	
II 類 (早期採用)	農業	行政、教育行政					
III 類	行政、教育行政、警察行政、土木、農業土木、林業	行政	7月12日 ～7月21日	8月22日	11月6日 ～11月21日	12月14日	
			4月1日 ～4月22日	5月9日	6月7日 ～6月16日	7月8日 ～7月19日	8月27日
民間企業等 職務経験者	警察官A (男性)	第1回	8月13日 ～9月2日	9月19日	10月4日 ～10月16日	12月24日	
			4月1日 ～4月22日	5月9日	6月7日 ～6月16日	7月8日 ～7月19日	8月27日
警察官A (女性)	警察官A (武道指導)	第2回	8月13日 ～9月2日	9月19日	10月4日 ～10月16日	12月24日	
			4月1日 ～4月22日	5月9日	7月13日	8月27日	8月27日
警察官B (男性)	警察官B (女性)	-	8月13日 ～9月2日	9月19日	10月4日 ～10月16日	12月24日	
			8月13日 ～9月2日	9月19日	10月4日 ～10月16日	11月9日 ～11月18日	12月24日

警察官C	—	4月1日 ～4月22日	5月9日	6月10日 ～6月13日	7月14日	8月27日
Ⅱ類 (臨時)	行政	12月6日 ～12月17日	1月23日		2月14日 ～2月18日	3月7日
Ⅲ類 (臨時)	行政				2月9日 ～2月17日	

② 人数

試験の種類	採用 予定数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	受験率 (%)	一次 合格者数 (人)	最終 合格者数 (人)	受験 倍率 (倍)
I類	175	1,349	918	68.1	374	209	4.4
Ⅱ類	95	663	476	71.8	190	113	4.2
Ⅲ類	106	1,406	1,016	72.3	272	134	7.6
民間企業等職務経験者	30	1,324	805	60.8	70	51	15.8
警察官A (男性)	75	1,468	1,135	77.3	300	77	14.7
警察官A (女性)	54	423	279	66.0	195	59	4.7
警察官A (武道指導)	2	2	2	100.0	2	2	1.0
警察官B (男性)	69	1,058	878	83.0	276	69	12.7
警察官B (女性)	44	304	250	82.2	179	44	5.7
警察官C	7	65	38	58.5	16	6	6.3
計	657	8,062	5,797	72.0	1,874	764	7.6

(2) 採用選考

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされていますが、人事委員会の定める職については選考によることができることとされています。

令和3年度に各任命権者から提出された採用選考請求の承認状況は、次のとおりです。

職	知事 (件)	教育委員会 (件)
部長相当職	1	1
次長相当職	3	1
課長相当職	21	14
課長補佐相当職	13	1
係長相当職	41	2
主任主事相当職	19	4
主事相当職	7	6
計	105	29

職	警察本部 (件)
警視相当職	8
警部相当職	0
警部補相当職	0
巡査部長相当職	1
巡査相当職	6
計	15

なお、令和3年度に人事委員会において試験を実施している公開公募による採用選考の実施状況は、次のとおりです。

種別	職種	採用 予定数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	一次 合格者数 (人)	最終 合格者数 (人)	競争 倍率 (倍)
選考 (前期)	看護師、研究職員（薬学、生物、情報処理、化学A、化学C、機械B、デザイン）、獣医師、心理判定員、児童自立支援専門員、保育士、保健師、職業指導員（空調設備科、OA事務科、自動車整備科、機械科）	70	281	224	121	72	3.1

選考 (後期)	児童福祉(職務経験者)、心理判定員(職務経験者)、研究職員(機械A、機械B)、獣医師、職業指導員(空調設備科、自動車整備科、O A事務科)	37	61	53	46	28	1.9
就職氷河期世代を対象とする採用選考	行政、教育行政、警察行政	8	277	219	29	9	24.3
障がい者に対する採用選考	行政、教育行政、警察行政	10	124	110	33	10	11.0

(3) 昇任選考

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施しています。令和3年度に各任命権者から提出された昇任選考請求の承認状況は、次のとおりです。

職	知事 (件)	教育委員会 (件)	職	警察本部 (件)
部長相当職	13	1	警視相当職	54(46)
次長相当職	32	1	警部相当職	18(0)
課長相当職	89	16	警部補相当職	28(0)
課長補佐相当職	176	34	巡査部長相当職	35(0)
係長相当職以下	122	20	計	135(46)
計	432	72		

(注) () 内は公安職で内数です。

(4) 任期付職員の採用の承認

任命権者は、任期付職員(任期付招へい研究員、特定任期付職員、一般任期付職員)の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければなりません。

令和3年度の人事委員会の承認件数は5件です。

- (注) ・任期付招へい研究員：民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの
- ・特定任期付職員：高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの
- ・一般任期付職員：専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの

2 給与等に関する報告及び勧告〔令和3年9月22日〕の状況

給与等に関する報告及び勧告は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職に属する福岡県の職員の給与等について議会及び知事に対して行うものです。令和3年度に実施した報告及び勧告の概要は次のとおりです。

(1) 概要

- 令和3年4月の公民較差に基づく給与改定
- ・ 月例給は、民間給与との較差（△0.01%）が極めて小さいため、改定なし
- ・ 期末・勤勉手当の支給月数を0.15月分引下げ

(2) 令和3年4月の公民較差に基づく給与改定

① 民間給与との比較

ア 月例給の較差	令和3年	参考（令和2年）
	△37円（△0.01%）	△84円（△0.02%）

イ 期末・勤勉手当

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
4.31月	4.45月

② 給与改定の内容

- ア 月例給 民間給与との較差が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、改定なし
- イ 期末・勤勉手当 4.45月分→4.30月分（期末手当を0.15月分引下げ）

(3) その他の課題

獣医師は、家畜伝染病の予防・まん延防止や食の安全・安心の確保など、その役割がより重要となっている。また、全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定した本県では、ワンヘルスの理念の浸透と実践のための行動計画の策定が進められており、計画の推進において、獣医師の果たす役割は一層重要となる。今後も優秀な人材を継続的かつ安定的に確保していく必要があるため、他の都道府県の動向等に留意しつつ、初任給調整手当等の処遇改善について検討する必要がある。

(4) 意見

① 人材の確保及び育成について

- ア 有為な人材の確保
 - 職員採用試験の受験者は減少傾向にあり、また新型コロナウイルス感染症等への対応のため、技術系の受験者確保も課題となっている。
 - 本委員会では、有為な人材の確保につなげるため、今後も任命権者と緊密に連携を図り、職種ごとにやりがいや魅力を伝え、志望意欲を喚起できるようなオンラインによるイベントなど、より有効な受験者確保策に積極的に取り組んでいく。
- イ 女性の活躍推進
 - 任命権者においては、組織の活向上及び政策方針決定過程への参画拡大を図るため、特定事業主行動計画に基づき女性職員の登用を行っており、一定の成果をあげているところである。

今後は、この春に策定した新しい計画に基づき女性職員の活躍をより一層推進していく必要がある。

ウ 人事評価制度に基づく適正な人事管理

本県の人事評価制度は、全職員を対象に給与への反映がされており、既に制度として職員に受け入れられているところである。任命権者は、引き続き、運用実態の検証や評価者である管理職員のスキル向上などに努め、国の取組も参考にし、職員の理解と納得を得ながら適正な人事管理を進めていく必要がある。

② 働き方改革の推進と勤務環境の整備等について

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持増進や仕事と家庭の両立、有為な人材の確保の観点からも重要である。

任命権者においては、上限時間を超えて時間外勤務を命じた要因の検証、業務量に応じた要員の確保などの対策が必要であり、管理監督者が適切なマネジメントを行い、業務量の削減や業務の効率化に取り組んでいくことが求められる。

また、長時間労働に従事した職員に対する医師の面接指導を確実に実施するなど、健康障がい防止に取り組む必要がある。

イ 教員の働き方改革

県教育委員会が策定した「教職員の働き方改革取組指針」に基づく取組結果を検証し、更なる効果的な取組を実施することが重要である。教員の働き方改革を進めるための選択肢の一つである一年単位の変形労働時間制の導入に当たり、これを実りあるものとするためには、実質的な教員の負担軽減を実施することが不可欠である。併せて、県教育委員会においては、市町村教育委員会と連携するとともに、市町村教育委員会や小中学校の取組を支援していく必要がある。

ウ 年次休暇の使用促進

年次休暇の使用は、職員の心身の疲労回復や仕事以外の生活の充実につながるものであり、仕事と生活の調和のために重要である。任命権者においては、引き続き、年次休暇の使用促進について所属長に対し指導するとともに、管理監督者においては、職員不在時の業務をフォローし合う体制の構築など、職員が年次休暇を使用しやすい職場づくりに努める必要がある。

エ 仕事と家庭等の両立支援及び多様な働き方の推進

育児や介護を行う職員が仕事と家庭等を両立させながら意欲的に公務に取り組みためには、安心して働き続けることのできる職場環境の整備が重要である。多様な働き方は、いかなる環境下においても公務が遂行できる体制の整備のみならず、職員の仕事と家庭等の両立に寄与するとともに、有為な人材の確保にもつながるものであることから、任命権者においては、国や他の地方公共団体、民間企業等の動向に留意し、引き続き検討を行う必要がある。

オ ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員個人の人格や尊厳を傷つけるだけでなく、職員の働く意欲を低下させ、ひいては心の健康を損なう職員を発生させる要因にもなる重大な問題である。

任命権者においては、職員一人ひとりに対する啓発を継続するとともに、管理監督者に対する研修を通じて、その責務について認識を徹底させることにより、ハラスメントのない職場環境の構築に努めていく必要がある。

カ メンタルヘルス対策

任命権者においては、精神疾患により長期病休等を取得した職員数の増加傾向の原因や背景の分析を進めるとともに、引き続き、互いに協力し合える風通しの良い職場づくり、職員自身のセルフケア能力や管理監督者のマネジメント能力の向上、メンタルヘルス不調を生じた職員の早期発見と早期対応、円滑な職場復帰のための支援、再発予防に向けた取組などにより、対策を更に進めていく必要がある。

キ 会計年度任用職員制度の適切な運用

会計年度任用職員が意欲を持ち、安心して働くためには、勤務環境や勤務条件の確保は重要であり、任命権者においては、引き続き、適切に制度を運用していくとともに、その勤務条件について、不合理な取扱いが行われることのないよう継続して検討していく必要がある。

国の非常勤職員において検討が進められている育児休業の取得要件の緩和、不妊治療のための休暇の新設などの措置について、今後の国における法律改正等の動向を注視しながら検討を進める必要がある。

また、特別給については、期末手当のみの支給であることから、その在り方について検討を行う必要がある。

③ 定年の引上げに関する制度について

国家公務員法等の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律が、本年6月に公布された。

令和5年4月の施行に向け、任命権者においては、本県の実態に即した定年の引上げを円滑かつ着実に実施できるよう、解決すべき諸課題を整理し、具体的に制度を構築していく必要がある。

本委員会においては、任命権者と協議を行いながら、国や他の都道府県の動向を注視しつつ、関係規程の整備を行っていく。

④ 公務員倫理の徹底について

職員一人ひとりが、福岡県職員としての使命感を持って業務に精励するとともに、公務の内外を問わず、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、法令を遵守することが必要である。

任命権者においては、引き続き、不祥事の根絶に向けた取組を推進し、職員の倫理意識の醸成に努めていく必要がある。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあつせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たります。

(1) 係属の状況

	令和2年度末の 係属件数 (件)	令和3年度中の 要求件数 (件)	令和3年度中の 処理件数 (件)	令和3年度末の 係属件数 (件)
県分	1	1	1	1
受託分	0	0	0	0

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町分

(2) 審査の状況

事案名	審査等の状況
令和3年(措)第1号事案	判定 令和3年8月20日

4 不利益処分についての審査請求の状況

不利益処分についての審査制度は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして職員から審査請求があつた場合、人事委員会が、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す判定（裁決又は決定）を行うものです。

(1) 係属の状況

	令和2年度末の 係属件数 (件)	令和3年度中の 申立て件数 (件)	令和3年度中の 処理件数 (件)	令和3年度末の 係属件数 (件)
懲戒処分	22	0	1	21
分限処分	1	0	1	0
その他	1	0	0	1
計	24	0	2	22
懲戒処分	0	0	0	0
分限処分	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町分

(2) 審査の状況

事 案 名		審査等の状況
県	昭和34年(不)第38号事案	打切り 令和3年5月28日
分	昭和46年(不)第312号事案	取下げ 令和4年1月14日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年9月14日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス頓野店
 (2) 所在地 直方市大字頓野3822番1、3822番7、3824番、3825番1、3827番1、3828番1

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和5年5月15日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,485.35平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南側	57
合計	57

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物南側	7
建物南東側	3
合計	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北西側	27.0
合計	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内南西側	4.81
合計	4.81

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時00分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2 箇所	敷地西側、敷地南西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時 00 分から午後 11 時 00 分

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 4 年 9 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市須恵四丁目 1506 番 51、1506 番 114 から 1506 番 153 まで、1506 番 5 の一部、1506 番 98 の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区明和町 9 番 1 号
株式会社海王
代表取締役 竹下 晃平

公告

福岡県国際文化情報センター条例（平成 6 年福岡県条例第 23 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、福岡県国際文化情報センターの利用料金を承認したので同条第 4 項の規定により次のように公示する。

令和 4 年 9 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称

福岡県国際文化情報センター

2 位置

福岡市中央区天神一丁目 1 番 1 号

3 利用料金の承認年月日

令和 4 年 9 月 30 日

4 利用料金（令和 4 年 10 月 1 日以降）

(1) 施設基本料金

ア (ア) 福岡シンフォニーホール

(単位：円)

利用区分		午前 9:00~12:00	午後 13:00~16:00	夜間 17:00~22:00	終日 9:00~22:00
平日	入場料を徴収しない場合 又は入場料の額が 1,000 円 以下の場合	81,400	146,300	218,900	401,500
	入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下の場合	105,600	190,300	284,900	522,500
	入場料の額が 3,001 円以上 の場合	137,500	248,600	372,900	683,100
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合 又は入場料の額が 1,000 円 以下の場合	96,800	174,900	262,900	481,800
	入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下の場合	126,500	227,700	341,000	625,900
	入場料の額が 3,001 円以上 の場合	166,100	298,100	446,600	819,500

(イ) 福岡シンフォニーホール（室内楽形式利用による小規模音楽公演）

(単位：円)

利用区分		午前 9:00~12:00	午後 13:00~16:00	夜間 17:00~22:00	終日 9:00~22:00
平日	入場料を徴収しない場合 又は入場料の額が 1,000 円 以下の場合	62,700	112,200	168,300	309,100
	入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下の場合	81,400	146,300	218,900	401,500

	入場料の額が3,001円以上 の場合	105,600	190,300	284,900	522,500
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合 又は入場料の額が1,000円 以下の場合	74,800	134,200	202,400	370,700
	入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合	96,800	174,900	262,900	481,800
	入場料の額が3,001円以上 の場合	126,500	227,700	341,000	625,900

別途「室内楽形式」変換費用が必要

イ イベントホール

(単位：円)

入場料金等区分		利用区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～16:00	夜間 17:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	入場料を徴収しない場合 又は入場料の額が1,000円 以下の場合		62,700	113,300	169,400	311,300
	入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合		81,400	147,400	221,100	404,800
	入場料の額が3,001円以上 の場合		106,700	192,500	288,200	529,100
	商業展示の場合		160,600	289,300	433,400	794,200
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合 又は入場料の額が1,000円 以下の場合		75,900	136,400	203,500	374,000
	入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合		97,900	177,100	265,100	486,200
	入場料の額が3,001円以上 の場合		128,700	231,000	346,500	635,800
	商業展示の場合		192,500	346,500	520,300	953,700

ウ 国際会議場

(単位：円)

入場料金等区分		利用区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～16:00	夜間 17:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	入場料を徴収しない場合 又は入場料の額が1,000円 以下の場合		83,600	108,900	108,900	271,700
	入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合		108,900	141,900	141,900	353,100
	入場料の額が3,001円以上 の場合		143,000	185,900	185,900	462,000
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合 又は入場料の額が1,000円 以下の場合		100,100	130,900	130,900	325,600
	入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合		130,900	169,400	169,400	423,500
	入場料の額が3,001円以上 の場合		170,500	222,200	222,200	553,300

エ 文化情報ラウンジ

(ア) 円形ホール

(単位：円)

入場料金等区分		利用区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～16:00	夜間 17:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	入場料を徴収しない場合 又は入場料の額が1,000円 以下の場合		9,900	17,600	24,200	46,200
	入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合		13,200	23,100	30,800	60,500
	入場料の額が3,001円以上 の場合		16,500	29,700	39,600	78,100
	商業展示の場合		25,300	45,100	60,500	117,700

土・日・祝日	入場料を徴収しない場合 又は入場料の額が1,000円 以下の場合	12,100	20,900	28,600	55,000
	入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合	15,400	27,500	36,300	71,500
	入場料の額が3,001円以上 の場合	19,800	36,300	48,400	93,500
	商業展示の場合	29,700	53,900	72,600	140,800

(イ) セミナー室 (単位：円)

利用区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	文化振興等	5,390	7,040	7,040	17,600
	その他	16,280	21,230	21,230	52,800
土・日・祝日	文化振興等	6,490	8,470	8,470	21,120
	その他	19,580	25,410	25,410	63,360

(ウ) 交流ギャラリー (単位：円)

利用区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	非営利目的	22,000	28,600	28,600	72,600
	営利目的	67,100	86,900	86,900	217,800
土・日・祝日	非営利目的	26,400	35,200	35,200	86,900
	営利目的	80,300	104,500	104,500	260,700

オ 会議室 (単位：円)

会議室名		基本料金 (3時間まで)	3時間を超え13時間までの 1時間当たり加算額	(参考) 13時間利用 (9:00～22:00)
平日	大会議室	72,930	7,150	144,430
	501会議室	13,200	1,100	24,200
	502会議室	10,560	880	19,360
	503会議室	10,560	880	19,360
	601会議室	18,480	1,540	33,880
	602会議室	14,520	1,210	26,620
	603会議室	13,200	1,100	24,200
	604会議室	13,200	1,100	24,200
	605会議室	17,160	1,430	31,460
	606会議室	23,760	1,980	43,560
	607会議室	25,080	2,090	45,980
	608会議室	25,080	2,090	45,980
	609会議室	10,560	880	19,360
	701会議室	10,560	880	19,360
	702会議室	10,560	880	19,360
	703会議室	10,560	880	19,360
	大会議室	90,090	7,150	161,590
	501会議室	16,500	1,100	27,500
	502会議室	13,200	880	22,000
	503会議室	13,200	880	22,000

土・日・祝日	601会議室	23,100	1,540	38,500
	602会議室	18,150	1,210	30,250
	603会議室	16,500	1,100	27,500
	604会議室	16,500	1,100	27,500
	605会議室	21,450	1,430	35,750
	606会議室	29,700	1,980	49,500
	607会議室	31,350	2,090	52,250
	608会議室	31,350	2,090	52,250
	609会議室	13,200	880	22,000
	701会議室	13,200	880	22,000
	702会議室	13,200	880	22,000
	703会議室	13,200	880	22,000

カ 練習室 (単位：円)

施設名		利用区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～16:00	夜間 17:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	練習室 1		3,850	7,700	11,660	20,900
	練習室 2		1,430	2,970	4,400	7,920
	練習室 3		1,430	2,970	4,400	7,920
	練習室 4		770	1,430	2,200	3,960
	練習室 5		770	1,430	2,200	3,960
	練習室 1		4,620	9,240	13,970	25,080
	練習室 2		1,760	3,520	5,280	9,460

土・日・祝日	練習室 3	1,760	3,520	5,280	9,460
	練習室 4	880	1,760	2,640	4,730
	練習室 5	880	1,760	2,640	4,730

備考

- 1 利用時間には、準備及びあと片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 利用区分
 - (1) 会議室を除く各施設
利用区分（「午前」、「午後」、「夜間」に区分した時間帯をいう。）内の一部の時間の利用は、当該利用区分のすべてを利用したものとみなす。
 - (2) 会議室
 - ア 9時から22時までの間に、3時間以内で利用する場合、基本料金を徴収する。
 - イ 9時から22時までの間に、3時間を超えて利用する場合、基本料金に超過した時間数に応じた額を加算して徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したものとみなす。
- 3 入場料金等区分
 - (1) 入場料金とは、入場することに際し徴収される入場の対価及びこれに類するものをいう。
また、インターネットを介した会場外となる別の場所での動画視聴にかかる視聴料金も入場料とみなす（本番と同時刻に配信する場合に限る）。なお、消費税等を徴収する場合は、その額を含むものとする。
 - (2) 入場料金に段階があるときは、当該入場料金の最高額をもって料金表を適用する。
 - (3) 連続利用等の催物で、「通し券」で入場料金を徴収する場合は、当該通し券の料金を入場できる日数又は回数で除した金額を1日又は1回当たりの入場料金とみなして、料金表を適用する。
 - (4) 福岡シンフォニーホールを会議、集会等に利用する場合で、当該入場料金

が1,000円以下の時は、「1,001円以上3,000円以下」の区分を適用する。

(5) 福岡シンフォニーホール、イベントホール、国際会議場又は円形ホールを企業の冠イベント、その他商業宣伝のための招待型等の催物に利用する場合で、当該入場料金が1,000円以下の時は「1,001円以上3,000円以下」の区分を適用する。

(6) イベントホール及び円形ホールを平土間で利用する場合で、企業あるいはその連合体が行う商品展示、商談会等については「商業展示」の区分を、また、商業展示以外の展示会等利用及びパーティ利用等については、「3,001円以上及び非商業展示」の区分を適用する。

ただし、円形ホールについては、物販行為はできない。

4 目的区分

(1) セミナー室

ア 「文化振興等」とは、次のいずれかに該当するもので、館長が特に認めるものをいう。

- a 芸術文化に関するセミナー、発表会、交流会、研修会等（以下「セミナー等」という。）
- b 地域文化に関するセミナー等
- c 国際的な學術文化に関するセミナー等

イ 上記の a～c に該当するものであっても、次のいずれかに該当する場合は、「その他」を適用する。

- a 入場料金を徴するもの
- b 物販行為（契約行為を含む。）を行うもの
- c 企業内の内部会議又は企業の冠講座、その他商業宣伝を目的とするもの

(2) 交流ギャラリー

ア 「営利目的」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 入場料金を徴する場合
- b 物販行為（契約行為を含む。）を行う場合
- c 企業の冠イベント、その他商業宣伝のための展示等に利用する場合

イ 「非営利目的」とは、上記以外の展示等利用をいう。

5 リハーサル等利用

リハーサル若しくは催物の準備又は整理等のため入場者を入れない状態（以下「リハーサル等」という。）で一の利用区分の全部を利用する場合、当該利用区分の利用料金は、所定の利用料金の7割相当額（百円未満四捨五入）とする。ただし、練習室、会議室及びセミナー室については適用しない。

6 同一利用日内の2区分連続利用

同一利用日内において、午前及び午後又は午後及び夜間を連続して利用する場合、各区分の所定の利用料金の合計額9割相当額（百円未満四捨五入）とする。

ただし、リハーサル等利用の割引措置を受ける場合は、これを適用しない。また、「終日料金」を午前、午後及び夜間の各区分の利用料金の合計額よりも割り引く措置についても、リハーサル等利用の割引措置を受ける場合は、これを適用しない。

7 超過利用料金

(1) 会議室を除く施設において、同一利用日内の2区分連続利用以外の利用で、次の時間を前後の利用区分と併せて利用する場合、次の超過料金（百円未満四捨五入）を徴収する。

ア 12時から13時までは、当日の「午後」の入場料金区分による利用料金を3（国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは4）で除して得た額。

イ 16時から17時まで（国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは17時から18時まで）は、当日の「夜間」入場料金区分による利用料金を5（円形ホールは4、国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは3）で除して得た額。

ウ 12時から13時まで又は16時から17時までをリハーサル等のため利用する場合は、上記により算定して得た金額の7割相当額（百円未満四捨五入）とする。なお、上記時間の一部の利用は、そのすべてを利用したものとみなす。

(2) 止むを得ない事情により会議室・練習室を除く施設において、22時以降、

翌日の 9 時までの間に施設を利用する場合は、1 時間ごとに、当該施設の「平日・夜間」の利用料金を 5（円形ホールは 4、国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは 3）で除して得た額の 5 割増（百円未満四捨五入）の超過料金を徴収する。

ただし、当該時間をリハーサル等のため利用する場合は、1 時間ごとに、上記により算定して得た 1 時間当たりの金額の 7 割相当額（百円未満四捨五入）を徴収する。なお、1 時間以内の利用は、1 時間利用したものとみなす。

(3) 22時から翌日の 9 時までの間に会議室を利用する場合は、1 時間ごとに、当該会議室の平日の「1 時間当たり加算額」に 2 を乗じて得た超過料金を徴収する。なお、1 時間以内の利用は、1 時間利用したものとみなす。

8 2 分割利用

(1) イベントホールを A 室、B 室に 2 分割して利用する場合、次の料金を徴収する。

ア 同一利用者が A 室、B 室を併用利用する場合、A 室にかかる利用料金は、全室利用の所定料金の 0.55 を乗じて得た額とし、B 室に係る利用料金は、全室利用の所定料金の 0.45 を乗じて得た額とする。

イ 別の利用者が A 室又は B 室を単独利用する場合、A 室に係る利用料金は、全室利用料金の所定料金の 0.75 を乗じて得た額とし、B 室に係る利用料金は、全室利用の所定料金の 0.65 を乗じて得た額とする。

(2) 大会議室又は交流ギャラリーを A 室、B 室に 2 分割して利用する場合、次の料金を徴収する。

ア 同一利用者が A 室、B 室を併用利用する場合、A 室にかかる利用料金は、全室利用の所定料金の 0.50 を乗じて得た額とし、B 室に係る利用料金は、全室利用の所定料金の 0.50 を乗じて得た額とする。

イ 別の利用者が A 室又は B 室を単独利用する場合、A 室に係る利用料金は、全室利用料金の所定料金の 0.70 を乗じて得た額とし、B 室に係る利用料金は、全室利用の所定料金の 0.70 を乗じて得た額とする。

9 臨時開館による利用

休館日に、福岡県国際文化情報センター条例施行規則（平成 6 年福岡県規則第 77 号）に基づき、知事が必要と認めて臨時開館を行い利用する場合は、土・日・祝日の利用料金を適用する。

(2) 附属設備等利用料金

ア 福岡シンフォニーホール

部門	品 名	単位	料金（円）	内 容
楽 屋	大楽屋 1	室	3,740	(定員 69 人)
	大楽屋 2	室	1,870	(定員 30 人)
	楽屋 1	室	2,530	(定員 3 人)
	楽屋 2	室	2,530	(定員 3 人)
	楽屋 3	室	2,090	(定員 2 人)
	楽屋 4	室	2,090	(定員 2 人)
	ソリスト控室	室	3,740	(定員 3 人) ピアノあり
	主催者控室	室	440	(定員 8 人)
楽 器	指揮者控室	室	4,730	(定員 3 人) ピアノあり
	フルコンサートピアノ I (外国製)	台	17,600	スタインウェイ D274
	フルコンサートピアノ II (外国製)	台	17,600	ベーゼンドルファー 290
	フルコンサートピアノ III (日本製)	台	9,900	ヤマハ C F III - S
	チェンバロ	台	9,900	DUNS TEW DAVID J. RUBIO 1971
	オーケストラピット	式	16,170	1 催事当たりの金額
	ひな段迫り	式	13,200	9 分割、1 催事当たりの金額
	プロセニウムセット	式	22,440	1 催事当たりの金額

舞
台

室内楽用音響反射板セット	式	22,440	1 催事当たりの金額
楽士椅子	脚	110	
楽士椅子 A	式	4,400	51脚～80脚
楽士椅子 B	式	6,600	81脚以上
譜面台	台	110	
譜面灯	台	165	
指揮者台セット	式	825	
長机	台	165	
椅子	脚	55	
コーラス台 1	台	220	H600×W1800×D600
コーラス台 2	台	220	H300×W1800×D600
金屏風	双	2,970	6 曲 1 双 H2400
プログラムスタンド	台	330	H1500×W420
演台	式	880	H1100×W1400×D600
司会者台	台	660	H1150×W750×D500
国旗	枚	770	H1500×W2250
県旗	枚	770	H1500×W2250
地絨	枚	4,400	18m×11m グレー・1 枚
照明 Aセット	式	7,700	作業明かり
照明 Bセット	式	16,500	反響板灯
照明 Cセット	式	11,000	2 susまで

照
明

照明 Dセット	式	37,400	3 susまで
ボーダーライト	列	1,100	
アッパーホリゾントライト	式	3,300	
ローアホリゾントライト	式	2,200	
シーリングスポットライト	式	4,400	
ピンスポットライト (2 KW)	台	3,740	クセノン
スポットライト (1 KW未満)	台	330	
スポットライト (1 KW)	台	550	
スポットライト (1.5 KW)	台	770	
スポットライト (2 KW)	台	1,100	
スポットライト (3 KW)	台	1,320	
ストリップライト (130W×12 灯)	台	330	
ストリップライト (130W×6 灯)	台	165	
P T F Cスポットライト	台	3,300	フロントスポットライト
効果用スポットライト (1 KW)	台	880	エフェクトマシンは含まない
効果用スポットライト (2 KW)	台	1,100	エフェクトマシンは含まない
エフェクトマシン	台	1,100	
ミラーボール	台	2,970	(600φ)
ストロボ	台	1,100	
カラーチェンジャー	台	1,100	
照明持込料	式	13,200	持込卓がある場合

音 響	カラーフィルター	枚	330	
	特殊電源料（1KWにつき）	KW	495	
	持込器具（1KWにつき）	KW	275	
	拡声装置	式	5,500	
	カセットテープレコーダー	台	1,540	
	MDプレーヤー	台	2,200	
	CDプレーヤー	台	1,540	
	3点吊マイク装置	台	1,100	マイク別
	1点吊マイク装置	台	550	マイク別
	マイクロフォン（ワイヤレス）	本	2,750	
	マイクロフォン（コンデンサ）	本	2,200	
	マイクロフォン（有線）	本	1,320	
	マイクスタンド（大型）	台	220	
	マイクスタンド（その他）	台	220	
移動型スピーカー（大型）	台	2,200		
移動型スピーカー（中型）	台	1,650		
移動型スピーカー（小型）	台	1,100		
ワイヤレスインカム	台	1,100		
PA持込料	式	15,400	持込卓がある場合	
録音録画料	式	6,600		
中継ミキサー室	式	6,600		

映像	スクリーン	式	4,730	9 m×3.4m
その他	インターネット回線	式	3,300	
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金は1利用区分（午前、午後、夜間の1区分）の料金とする。 ※注（1催事あたり）とは日数にかかわらず施設利用期間中を通じて1利用区分のみの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 ・調律にかかる時間（約2時間）は利用時間に含む（基本ピッチ442Hz）。 				

イ イベントホール

部門	品 名	単位	料金（円）	内 容
楽 屋	楽屋1（個室）	室	2,860	（定員3人）
	楽屋2（個室）	室	3,300	（定員3人）
	楽屋3（個室）	室	2,860	（定員3人）
	応接控室	室	3,300	（定員5人）
	主催者控室	室	440	（定員8人）
	控室1	室	1,210	（定員12人）
	控室2	室	1,650	（定員16人）
楽 器	フルコンサートピアノ（日本製）	台	9,900	カワイEX
舞 台	演台	式	880	H1125×W835×D555
	金屏風	双	2,970	6曲1双 H2400
	平台	台	330	H300×W900×D1800
	めくり台	台	495	H1500×W420
	国旗	枚	770	H900×W1350

	県旗	枚	770	H900×W1350
	譜面台	台	110	折りたたみ式
	長机	台	165	H700×W1800×D600
	長机（幕板付き）	台	165	H700×W1800×D600
	長机（料理台用）	台	165	H700×W1800×D900
	丸テーブル	台	220	900φ・H700
	椅子	脚	55	
照 明	Aセット	式	7,700	地明かり
	Bセット	式	11,000	100KWまで
	アッパーホリゾンライト	式	550	
	ロアーホリゾンライト（300W）	式	2,200	
	ロアーホリゾンライト（130W）	式	770	
	ピンスポットライト（2KW）	台	3,740	クセノン
	ピンスポットライト（1KW）	台	2,970	ハロゲン
	スポットライト（1KW未満）	台	330	
	スポットライト（1KW）	台	550	
	スポットライト（1.5KW）	台	770	
	スポットライト（2KW）	台	1,100	
	ミラーボール	式	2,970	（600φ）
	ミラーボール	式	1,540	（300φ）
	効果用スポットライト（1KW）	台	880	

	エフェクトマシン	台	1,100	
	照明持込料	式	13,200	持込卓がある場合
	カラーフィルター	枚	330	
	特殊電源料（1KWにつき）	KW	495	
	持込器具（1KWにつき）	KW	275	
	音 響	拡声装置	式	5,500
移動型操作卓		卓	4,400	カセット、CD付
カセットテープレコーダー		台	1,540	
MDプレーヤー		台	2,200	
CDプレーヤー		台	1,540	
マイクロフォン（ワイヤレス）		本	2,200	
マイクロフォン（コンデンサ）		本	1,430	
マイクロフォン（有線）		本	880	
マイクスタンド（大型）		台	220	
マイクスタンド（その他）		台	220	
移動型スピーカー（中型）		台	1,650	
移動型スピーカー（小B型）		台	1,100	
PA持込料		式	15,400	持込卓がある場合
録音録画料		式	6,600	
中継ミキサー室		式	6,600	
ビデオプロジェクター	1面	17,600	200インチ	

映 像	S-VHS	台	2,200	
	DVDプレーヤー	台	2,200	
	スクリーン	式	4,730	9m×4.7m、巻取式
	撮影用カメラ	台	14,300	
その他	インターネット回線	式	3,300	
備考 ・料金は1利用区分（午前、午後、夜間の1区分）の料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 ・調律にかかる時間（約2時間）は利用時間を含む（基本ピッチ442Hz）。				

ウ 国際会議場

部門	品 名	単位	料金 (円)	内 容
楽 屋	VIPルーム	室	19,800	(定員約9人)
	特別控室1	室	4,620	(定員約8人)
	特別控室2	室	7,590	(定員約8人)
	特別控室3	室	3,410	(定員約5人)
	特別控室4	室	3,410	(定員約5人)
	特別控室5	室	4,290	(定員約7人)
舞台	金屏風	双	2,970	6曲、W750×H2450
照 明	ピンスポットライト (1KW)	台	2,970	ハロゲン
	特殊電源料 (1KW)	KW	495	
	持込器具 (1KW)	KW	275	
	拡声装置	式	3,300	
	カセットテープレコーダー	台	1,540	

音 響	CDプレーヤー、CD-MDラジカセ	台	1,540	
	マイクロフォン (ワイヤレス)	本	1,650	
	マイクロフォン (有線)	本	440	
	マイクスタンド (大型)	台	220	
	マイクスタンド (卓上型)	台	220	
	移動型スピーカー (大型)	台	1,760	
	PA持込料	式	15,400	
	映 像	プロジェクター	台	22,000
スクリーン		式	5,500	300インチ
S-VHS、DVDプレーヤー		台	2,200	
スクリーン (OHP含む)		台	1,650	スクリーンサイズ1.8m×1.8m
AVワゴン		台	5,500	37型TV、DVDプレーヤー
そ の 他	三折式パーテーション	式	2,200	5枚、1.8m×1.8m
	同時通訳装置	式	16,500	6チャンネル、レシーバーなし
	同時通訳者ブース	室	1,100	
	インターネット回線	式	3,300	
備考 ・料金は1利用区分（午前、午後、夜間の1区分）の料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。				

エ 文化情報ラウンジ

(ア) 円形ホール

部門	品 名	単位	料金 (円)	内 容
----	-----	----	--------	-----

楽器	セミコンサートピアノ	台	4,400	ヤマハ C 7 E
舞台	演台	台	880	700×500×1000
照 明	調光装置	式	2,750	
	スポットライト (1 KW未満)	台	330	
	照明持込料	式	13,200	持込卓がある場合
	特殊電源料 (1 KWにつき)	KW	495	
	持込器具 (1 KWにつき)	KW	275	
	音 響	拡声装置	式	2,750
MDプレーヤー		台	2,200	
CDプレーヤー、CD-MDラジカセ		台	1,540	
カセットテープレコーダー		台	1,540	
マイクロフォン (ワイヤレス)		本	2,200	
マイクロフォン (コンデンサ)		本	880	
マイクロフォン (有線)		本	440	
マイクスタンド (卓上型)		本	220	
マイクスタンド (大型)		本	220	
マイクスタンド (ブーム型)		本	220	
移動型スピーカー		台	1,100	
PA持込料		式	15,400	
音響反射板		式	2,200	
		ビデオプロジェクター	面	8,800

映 像	S-VHS、DVDプレーヤー	台	2,200	
	スクリーン (OHP含む)	台	1,650	スクリーンサイズ1.8m×1.8m
	OHC	台	3,300	書画カメラ
そ の 他	インターネット回線	式	3,300	
	三折式パーテーション	式	2,200	5枚、1.8m×1.8m 折りたたみ式
備考 <ul style="list-style-type: none"> ・料金は1利用区分 (午前、午後、夜間の1区分) の料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 ・調律にかかる時間 (約2時間) は利用時間を含む (基本ピッチ442Hz)。 				

(イ) セミナー室

部門	品 名	単位	料金 (円)	内 容	
音 響	コントロール卓	式	2,750	カセットデッキ (セミナー室2のみ)	
	コントロール卓専用マイクロフォン	本	440		
	マイクスタンド (床上型)	台	220		
	マイクスタンド (卓上型)	台	220		
	ワイヤレスマイク	本	1,650	ポータブルアンプ専用・1本まで接続可能	
	ポータブルアンプ	式	1,650		
	CD・MDラジカセ	台	1,540		
	映 像	AVワゴン	台	5,500	37型TV、DVDプレーヤー
		OHC	式	3,300	書画カメラ
スクリーン (OHP含む)		台	1,650	スクリーンサイズ1.8m×1.8m	
スライド映写機		台	1,650	S-AVハロゲンスライド	
DVDプレーヤー		台	2,200		

その他	三折式パーテーション	枚	550	1800×1800 折りたたみ式
	インターネット回線	式	3,300	
備考 ・料金は1利用区分（午前、午後、夜間の1区分）の料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。				

(ウ) 交流ギャラリー

部門	品名	単位	料金(円)	内容
照明	スポットライト(100W)	台	220	
	特殊電源料(1KWにつき)	KW	495	
	持込器具(1KWにつき)	KW	275	
音響	コントロール卓	式	2,200	カセットデッキ、CDプレーヤー
	マイクロフォン(有線)	本	440	
	マイクスタンド(床上型)	個	220	
	マイクスタンド(卓上型)	個	220	
	ポータブルアンプ	式	1,650	カセットデッキ及び有線マイク1本付属
	マイクロフォン(ワイヤレス)	本	1,650	ポータブルアンプ専用
	CD-MDラジカセ	台	1,540	
映像	AVワゴン	式	5,500	37型TV、DVDプレーヤー
	スクリーン(OHP含む)	台	1,650	スクリーンサイズ1.8m×1.8m
	S-VHS、DVDプレーヤー	台	2,200	
その他	可動パネル	枚	220	1200×2400
	展示台	台	220	750×600×700
	展示ステージ	台	220	750×600×185

	三折式パーテーション	枚	550	1800×1800 折りたたみ式
	インターネット回線	式	3,300	利用区分なし
備考 ・料金は1利用区分（午前、午後、夜間の1区分）の料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 ・下記備品については無料で利用可能。 I Hクッキングヒーター、電子レンジ、大型冷蔵庫(626ℓ)、ステンレス調理台 ※扱う食材によっては利用をお断りする場合がありますので、要事前相談。				

オ 会議室

部門	品名	単位	料金(円)		内容
			大会 会議室	会議室	
照明	特殊電源料(1KWにつき)	KW	495		
	持込器具(1KWにつき)	KW	275		
音響	拡声装置	式	3,300		
	ポータブルアンプ	式		1,650	カセット、マイク1
	レクチュア台 (606,607,608 会議室のみ使用可能)	式		2,200	固定マイク1本、CDデッキ付属
	録音卓	台		1,650	カセット、マイク2(拡声なし)
	マイクロフォン(ワイヤレス)	本	1,650	1,650	
	マイクロフォン(有線)	本	440	440	
	マイクスタンド(大型)	台	220	220	
	マイクスタンド(卓上型)	台	220	220	
	カセットデッキ	台	1,540		
	CDプレーヤー、CD-MDラジカセ	台	1,540	1,540	

映 像	ビデオプロジェクター	面	6,600		100 インチ
	AVワゴン	式		5,500	37 型 TV、DVD プレーヤー
	S-VHS、DVD プレーヤー	台	2,200		
	スクリーン (OHP 含む)	台	1,650	1,650	スクリーンサイズ 1.8m × 1.8m
	スライドテレビコンバーター	台	3,850		
その他	三折式パーテーション	式	2,200	550	大会議室 5 枚一式、会議室 1 枚料金
	インターネット回線	式	3,300	3,300	
備考 ・料金は 1 日 1 回あたりの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 ・利用当日のキャンセルは不可。 ・数に限りあり。 ・マイクロフォンの利用には、拡声装置、ポータブルアンプまたはレクチュア台が必要。					

カ 練習室

部門	品 名	単位	料金 (円)	内 容
楽 器	フルコンサートピアノ (日本製)	台	7,700	カワイ G S 100、練習室 1
	セミコンサートピアノ (日本製)	台	4,400	カワイ C A 70N、練習室 3
舞 台	楽士椅子	脚	110	ピアノ用、コントラバス用
	譜面台	台	110	
音 響	移動型操作卓	台	4,400	カセットデッキ、CD、MD (練習室 1 のみ)
	マイクロフォン (有線)	本	330	
	マイクスタンド (大型)	台	220	
	移動型スピーカー	台	2,200	2 台セット (練習室 1 のみ)

備考

- ・料金は 1 利用区分 (午前、午後、夜間の 1 区分) の料金とする。
- ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。
- ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。

公告

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、豊前市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 9 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量 (MMS による画像データ・レーザ点群データ計測)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
豊前市の一部	令和 4 年 8 月 30 日から 令和 5 年 2 月 13 日まで

公告

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 9 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量 (航空写真撮影)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間

篠栗町

令和 4 年 9 月 8 日から
令和 5 年 3 月 10 日まで**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 9 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
朝倉市、うきは市、東峰村	令和 4 年 9 月 12 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宗像市須恵土地区画整理組合設立準備委員会から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 9 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3，4級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間

宗像市須恵

令和 4 年 9 月 11 日から
令和 5 年 7 月 5 日まで**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 9 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
飯塚市綱分地内	令和 4 年 8 月 6 日から 令和 4 年 11 月 2 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 9 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
飯塚市弁分	令和 4 年 8 月 17 日から 令和 4 年 11 月 14 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので

、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
豊前市大字八屋	令和4年10月1日から 令和4年10月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、粕屋町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（写真測量による数値地形図作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
粕屋町全域	令和4年8月31日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩師吉字原ノ前482番3、482番5から482番14、488番3、488番8、488番17から488番33まで、490番9、490番25から490番31まで、492番1、492番7から492番23まで、493番1、493番4から493番34まで、494番4から494番30まで、495番8、495番9、495番13から495番20まで、495番22、496番4から496番6まで、497番1、497番5から497番17まで並びに宇長尾原498番2、498番10の一部、498番11から498番13まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区今川一丁目10番50号

株式会社estアドバイザリーサービス

代表取締役 坂本 芳文

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和4年9月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和4年9月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

84,630

福岡県選挙管理委員会告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と

40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和4年9月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和4年9月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

628,936

福岡県選挙管理委員会告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和4年9月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和4年9月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	26,949
北九州市小倉北区	50,574
北九州市小倉南区	57,952
北九州市若松区	22,440
北九州市八幡東区	18,316
北九州市八幡西区	69,396
北九州市戸畑区	15,956
福岡市東区	85,980
福岡市博多区	66,804
福岡市中央区	55,937
福岡市南区	72,553
福岡市城南区	34,953
福岡市早良区	59,955

福岡市西区	56,472
大牟田市	31,274
久留米市	82,894
直方市	15,532
飯塚市・嘉穂郡	38,807
田川市	12,773
柳川市	17,949
八女市・八女郡	22,557
筑後市	13,456
大川市・三潞郡	13,149
行橋市	20,151
中間市	11,518
小郡市・三井郡	20,479
筑紫野市	29,040
春日市	30,529
大野城市	27,659
宗像市	26,795
太宰府市	19,708
古賀市	16,205
福津市	18,251
うきは市	7,961
宮若市・鞍手郡	13,926
嘉麻市	10,268
朝倉市・朝倉郡	23,211
みやま市	10,211

糸島市	28,306
那珂川市	13,480
糟屋郡	62,386
遠賀郡	25,659
田川郡	20,912
京都郡	15,500
築上郡・豊前市	15,725

公安委員会

福岡県警察本部告示第54号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（令和3年5月福岡県警察本部告示第31号）の一部を次のように改正し、令和4年10月3日から施行する。

令和4年9月30日

福岡県警察本部長 岡部 正勝

1の表に次のように加える。

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）	第25条第1項
	第25条第2項において準用する第21条第2項及び第3項
福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）	第14条の2第2項
	第14条の2第7項
福岡県暴力団排除条例施行規則（平成22年福岡県公安委員会規則第3号）	第7条
福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年福岡県条例第69号）	第3条第1項
	第3条第2項
	第18条第1項

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成25年福岡県公安委員会規則第1号）	第16条第2項
	第17条第3項
	第17条第4項

4の(2)の表に次のように加える。

福岡県青少年健全育成条例	第25条第1項
	第25条第2項において準用する第21条第2項及び第3項
福岡県暴力団排除条例	第14条の2第2項
	第14条の2第7項
福岡県暴力団排除条例施行規則	第7条
福岡県風俗案内業の規制に関する条例	第3条第1項
	第3条第2項
	第18条第1項
福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則	第16条第2項
	第17条第3項
	第17条第4項